

第2回景観計画策定委員会意見と対応について

(1) 資料の修正について

No.	意見	対応等	内容
1	P17 共通方針 ・上の図には「景観まちづくり特性」となっているが、景観づくりに取り組む方向では、「景観づくり特性」となっている。	訂正	→景観づくりに取り組む方向①内「景観づくり特性」は「景観まちづくり特性」の誤りであるため、訂正。
2	P18 方針2、P19 方針2 ・家畜の糞尿の処理について、流出することを防ぐとなっているが、流出させてはいけないと法律でなっている。酪農の適切な処理をするとはっきりと断定した方が良い。	訂正	→ご指摘の通り「家畜ふん尿」を削除。 ※今後の方策等の中で、改めて記載することも検討される。

(2) 資料への追加、要望等

No.	意見	対応等	内容
1	P22 ほか 全体にも関わるが、「景観づくり」というと、創出をイメージするが、『維持・保全』も大事。町民にわかりやすいように、記述されていることが大切。	修正	→良好な景観を守り、つくり、育てていく要素を包含する意味で「景観づくり方針」から「景観まちづくり方針」へ修正。 →それに伴い、「景観まちづくり特性」を「協働の景観まちづくり特性」へ訂正。 →各特性や基本理念、基本方針、景観まちづくり方針等の全容を理解いただくため「III-5 景観計画の全体像」を作成。併せて書く「景観まちづくり方針」記載内容について整理。
2	P18 方針2 ・河川の規模を問わず、林帯幅は30m必要というわけではないだろう。この段階では30mという具体的な数値を記載することは、しない方が良い。	修正	→ここでは河畔林の連続性についての記述にとどめ、確保する林帯幅についてはここでは削除する。今後の景観まちづくりの推進方策等の部分で記載内容について再度検討する。 ※例えば、限定的に記述とする等を検討、市街地での河畔林のあり方については別途検討が必要。あくまでも <u>目安として</u> 30mの記載は行いたいと考える。河川管理者(北海道建設管理部)にも意見を伺いたい。

No.	意見	対応等	内容
3	P18 方針3 ・針葉樹林帯の話しありが、広葉樹林帯も河畔林にはあるので、記載が必要ではないか。	修正	→河畔林や自然林については広葉樹林帯や、広葉樹、針葉樹の混合林となっており、多様な樹種等による多様な生物層を形成しているが、単層であっても特殊な生物層が形成されているため、記載したもの。 →単層林については、緑のネットワークの記載特性の一部であるため、P6 農村環境特性にて整理。 →景観特性の P5 動物部分にも上記内容について追加記載。
4	P19 方針3 ・生物多様性という馴染みのない言葉があつたり、生態回廊というと如何にも環境というイメージになる。緑のグリーンベルトと言っても良いのではないか。	修正なし	→この項目については生態系についての記述であり、生物多様性については国の指針、指標として出ている用語であり、緑や環境に関連する計画において記載が望ましいため使用する。生態回廊についても、あくまでも生態系についての表現であるためご理解いただきたい。
5	P20 方針1 ・商工業の活性化、発展を進めます。というのは、周り回って出来ることだとは思うが、タイトルになるのは違和感がある。	修正	→ご指摘の通り、取り組みやその結果としての活性化、発展と考えられるため、記載内容を「魅力ある市街地景観を創出します」に変更。
6	P21 方針3 ・土地利用に関連しているように感じた。都市マスと関連させて整理すると良いのではないか	修正なし	→都市マスタープラン第 2 章地域全体の都市づくり構想テーマ4において、景観への取り組みについての記載があり、内容についての整合性はとれている状況。土地利用の部分については、今後の景観形成基準等において議論を深めていきたい。
7	P22 ・今の時代もう一つ「外部の力」を加えて良いのではないか。例えば、防風林を守るために、あるいは開阳台を守るために、外部の力や資金を求める項目があつても良いのではないか。 ・協働の中に、町民だけではなく「外部の人」も含めた形で整理してはどうか。	修正 「景観まちづくりの推進方策」にて検討・記載予定	→P22 に方針1に全員参加の景観まちづくりを進めるうえで、「より多くの人」が関わることの必要性を追加記載。 ※また、今後の景観まちづくりの推進方策等のところで、いろいろな仕組みや手法について議論を深めていきたい。 ※NPO活動等によって、外部から支援を受ける場合は民・行政関係なく取り組むことができる。また、資金的な面では、クラウドファンディングの手法では民が基本となり、行政が関わりを持つ場合もあり、ふるさと納税など、行政として取り組む部分もある。

No.	意見	対応等	内容
8	その他 ・町内には海は無いが、下流地域含めて守っていくことを記載した方が良いのではないか。 ・下流域の漁業にとって大事な町。森・川・海と「海」を忘れてはいけない。そう言った文章にすべき。	修正	→P18 方針2に、良質な水質の確保は、下流の河川や、海の環境保全につながる旨を追加記載。
9	その他 ・河川について、文章が出ては消えるという形になっている。上流から下流まで、まちのあらゆるところを貫いているものであることから、別項目として整理した方が良いのではないか。	修正	→河川が主役ではないので、河川軸に絞った記載はしないものと判断。 →P4 特性としての河川の記載において、町の酪農景観を特徴づけていることや、町民に親しまれている存在であることなど内容を充実させる修正を行った。
10	その他 ・景観と環境に関する記述が混在している。見た目を整えるだけではないとは思うが、例えば、商業の活性化や環境（水質など）に関する表現は抑えて、あくまでも景観の範囲で表現した方が良いのではないか。	修正	→各「景観まちづくり方針」の方針名や記載内容を整理した。 ※ただし、景観計画省令については、国土交通省、農林水産省、環境省の連携により作られており、農村のイメージや環境、景観は非常に密接な関係にあるものと考えられ、他の委員からも発言をいただいた通り、良好な環境が、良好な景観をつくると考えられる。
11	その他 ・この章は、事務局だけで考えると難しいと思うので、委員が4つに分かれて役場の人も交えて議論してはどうか。そうすれば、中標津にいる人の言葉がうまく計画に盛り込まれるのでは。	修正なし	→記載内容についてはこれからの町民ワークショップも含めて、多くの人の意見、議論が必要と考えている。議論を深めた上で記載内容の変更や、整理を行い、最終的な判断について策定委員会で検討する。
12	その他 ・「農村環境特性」等に農業の変遷など、基幹産業である農業の営みや歴史的な変化を踏まえた様子の記述を増やしてはどうか。	修正	→P6-7 の農村環境特性に、農業の営みや農業地域の歴史的な変化に関する内容を追加記載。

(3) 今後の参考となる意見等

No.	意見	対応等	内容
1	P18 方針2 ・河川の維持保全とあるが、河畔林は河川敷地により確保されているが、30m 確保といつても、中標津町でそこまで腹を据えてやるのか町として判断が必要になる。	—	→河川については、河川敷地を持っているものと、持っていないものがある。また、普通河川については、経年で流れが変わることもあるため、維持保全に係る河畔林のすべてを公有地化はできないものと考える。
2	・景観は、地元の住民が身边に感じられる景観と、そうではない景観がある。格子状防風林は、飛行機で見るか、開阳台から一部しか見えない。なかなか地元人の愛着が低いと感じる。	—	→ご意見の通り、身近な景観への取り組みができるものもあれば、格子状防風林のように全容を見るということが非常に困難なものもある。地域の歴史や文化といった側面からの学習等を進めることにより、理解を深め、愛着を持っていただく必要があると感じている。 具体的には今後の景観まちづくりの推進方策等のところで、議論を深めていきたい。
3	・森林資源の活用に努めます、の中でホワイトアウトとあるが、景観を語る上で、防雪柵を嫌がる声が多い。防風林が万能といった書き方は控えてほしい。防風林は効果が出るまでに時間がかかる。	—	→ご意見の通り、防風林機能の発現までには時間がかかると承知している。 防風林の機能の記載については防雪柵を否定するものではなく、防雪柵は防災や道路管理の観点上、必要性があるものと考える。また、防雪柵を設置することにより、防風林帶では確保できない、夏場の眺望を確保できる等、戦略的部分も考えられるため、今後の方策の中でも議論していきたい。
3	・国道272号で、防雪柵と防雪林をセットとして植えている例があり、色々な樹種を植え、実験している。結論はまだ出ておらず、カラマツが良いかどうかは、まだ分からぬ。防雪柵と防風林を組み合わせた雪対策は尚早ではないか。	—	→今後の景観形成基準や方策等の中で、防風林帶の造成や、防雪柵の設置等、方法について検討しながら進める等、記載内容について検討していきたい。

4	<ul style="list-style-type: none"> 酪農景観では牛舎等の規模の大きな建物がある。作業動線や配置をどのようにするのか誘導するコーディネーターがいると、景観にも環境にも良いものができるのではないか。 	—	<p>→今後の景観形成基準や方策等の中で、ワークショップ等を通じて議論を深めていきたい。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> 住宅を恰好良く建ててもバラバラであればまち並みがちぐはぐになる。だからといって近所に倣ってとなると、自分の家を好きに建ててはいけないのかと苦情もでてくる。 	—	<p>→今後の景観形成基準や方策等の中でワークショップ等を通じ、議論を深めていきたい。</p> <p>日常の生活は常識というルールが存在している。景観の形成についてもルール=規制ではなく、ルール=常識と捕らえられれば、取り組むにあたり、あまり抵抗がないものと考える。(※平成 28 年 2 月 19 日のなかしべつ景観フォーラムにて基調講演いただいた小浦久子教授の講演時にも「ルール=規制と捉えず、地域を守るための作法と考える」と発言いただいている)</p>

第3回 中標津町景観計画 策定委員会

I 策定の目的、計画の位置づけ

I - 1 景観計画策定の背景	1
I - 2 景観計画策定の目的	1
I - 3 景観計画及び景観条例の位置づけ	1

II 中標津町の景観特性

II - 1 中標津町の景観特性	2
------------------------	---

III 景観まちづくりの基本理念・基本方針

III - 1 基本理念（案）	17
III - 2 基本方針（案）	17
III - 3 景観計画区域	17
III - 4 景観特性ごとの景観まちづくり方針（案）	18
III - 5 景観計画の全体像	24

IV 景観まちづくりの進め方

V - 1 景観形成基準（案）（景観法第8条第2項2号及び同条同項4号イ）	26
V - 2 届出対象行為（案）（景観法第16条第1項）	37

VI 中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

VI - 1 景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項）の方針	40
VI - 2 景観重要樹木の指定（景観法第28条第1項）の方針	40

VII 中標津町における景観まちづくりの推進方策

今回の検討部分 →

I 策定の目的、計画の位置づけ

I - 1 景観計画策定の背景

中標津町は武佐岳をはじめとした知床連山の山並み、酪農風景、格子状防風林などの良好な景観資源が豊富であり、コンパクトな市街地が形成されている町です。

背景1 独自条例をもとに、北海道内でも先進的に景観の取り組みを行ってきました

平成3年に開阳台のリゾート開発計画が持ち上がり、開阳台からの景観、自然環境を守るために住民運動が起こりました。また、広大な丘陵地帯に整然と配置された格子状防風林が評価され農村景観百選にも入選しました。

これらを契機に景観検討委員会による検討を重ね、平成6年に景観形成ガイドプランを策定、平成9年より「中標津町景観条例（以下、既存条例）」を施行し、中標津町の良好な景観をつくり、守り、育てるという基本理念のもと、さまざまな施策を行ってきました。

平成16年には景観に関する総合的な法律である国「景観法」が制定され、全国的各地で独自に行ってき景観施策の基本となる法律ができました。

既存条例により、平成17年に開阳台周辺地区を景観形成重点区域に指定しました。さらに、国道272号バイパス沿いの景観形成基準（平成18年1月）などの基準を策定、北海道内でも先駆けて景観に対する取り組みを行ってきた背景があります。

背景2 景観法の制定など中標津町の美しい景観の魅力をさらに高められる環境になりました

高度経済成長期の乱開発への対抗手段として、全国的に独自に行われてきた景観施策ですが、平成16年の「景観法」の制定以降、景観が地域の活力、地域づくりに欠かせない要素であるという認識がされ、全国でもさまざまな取り組みが行われてきています。

既存条例では、町民、事業者、行政の景観形成に対する役割についても記載していますが、具体的な取り組みについては十分といえる状況ではありません。

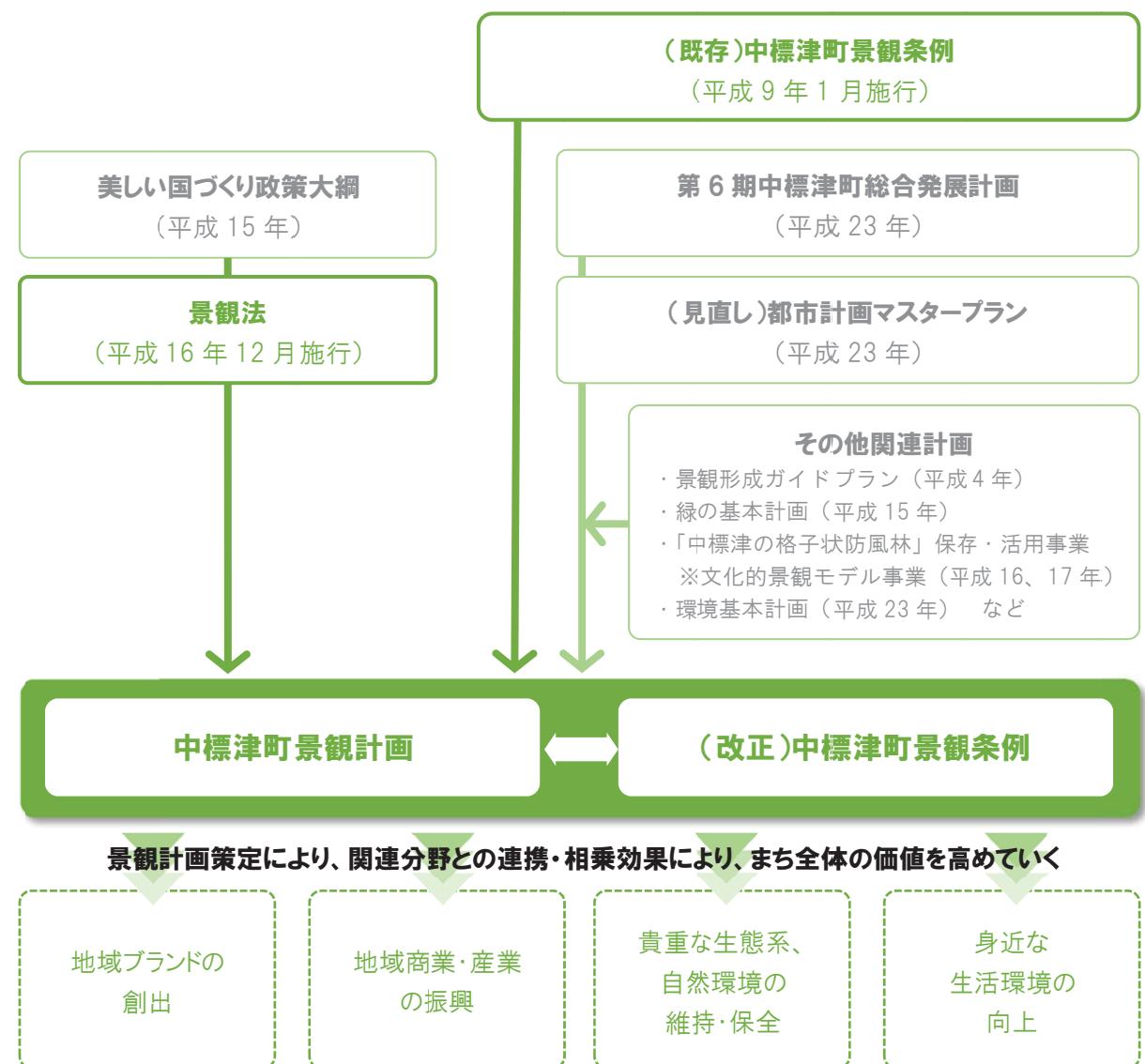
I - 2 景観計画策定の目的

先駆的に景観形成に取り組んできたことや、景観を取り巻く情勢が変化していることなどを踏まえながら、「中標津町景観計画」では、既存条例の基本理念を継承しつつ、町民、事業者、行政の景観形成の役割と取り組み方法を明確にし、「まちへの誇りや愛着を持てる“ふるさとなかしへつ”」「町民がいきいきと住み続けられる持続可能なまち」を目指し、まちの財産である中標津町の景観を後世へ引き継いでいくことを目的とします。

I - 3 景観計画及び景観条例の位置づけ

中標津町景観計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づく景観計画であり、平成9年から施行されている既存条例も、景観計画に基づいた景観条例に改正します。また、町の総合発展計画及び、都市計画マスターplanと連動し、地域の特性を活かした魅力ある景観形成と自然と調和した美しい景観形成を推進していきます。

農業や商業活動等の地域の生業や、開拓の歴史等を含め、景観は町の貴重な財産です。景観資源を多くの町民と共有することで、さまざまな関連分野との連携・相乗効果により、まち全体の価値を高めていくことができます。



景観計画及び景観条例の位置づけと可能性

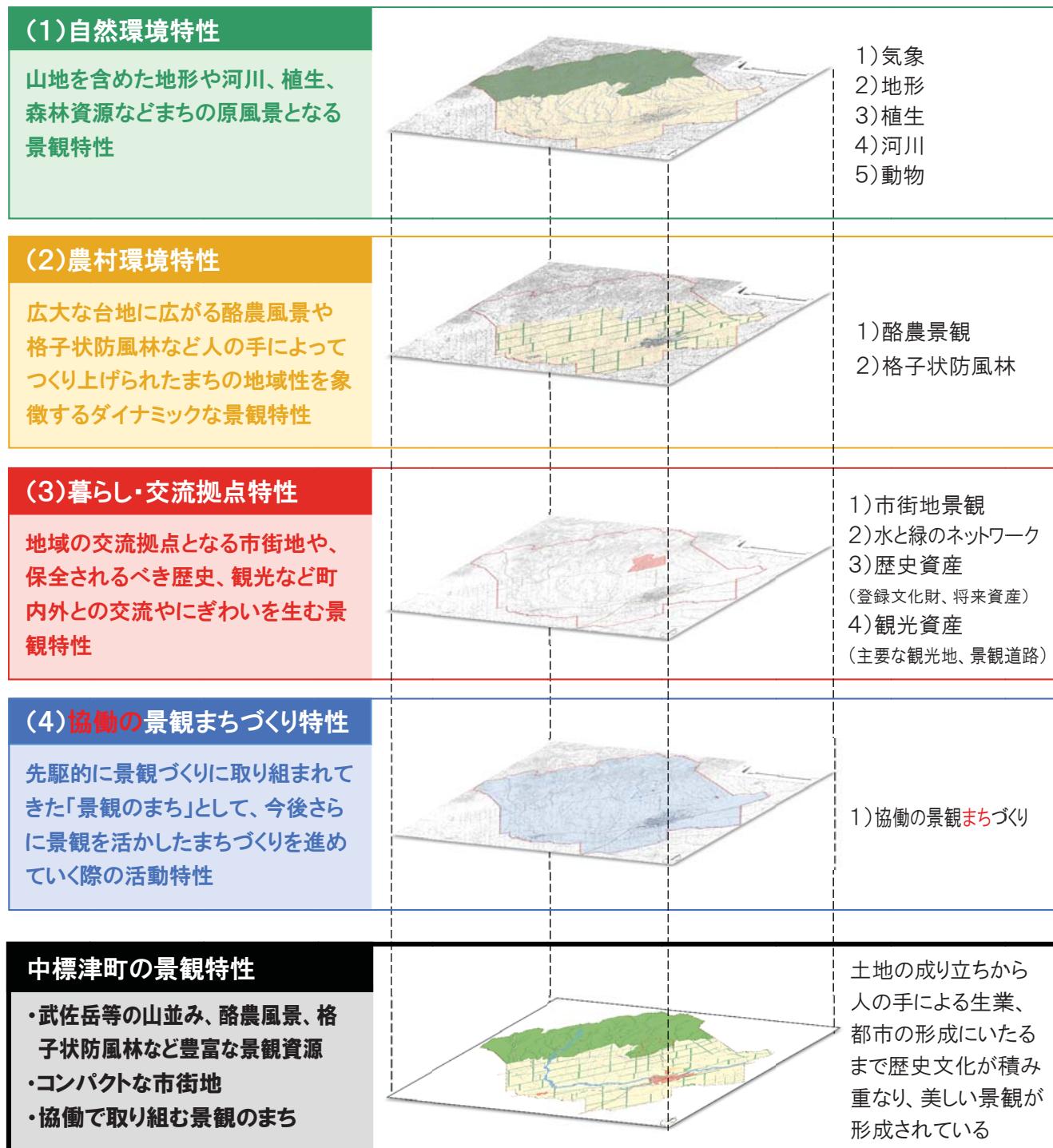
II 中標津町の景観特性

II - 1 中標津町の景観特性

たくさん的人がまちに対する愛着や誇りを持ち、将来も住み続けていきたいまちとなるよう、まずは中標津町における景観形成を進めていくうえで大事な要素を景観特性として把握します。

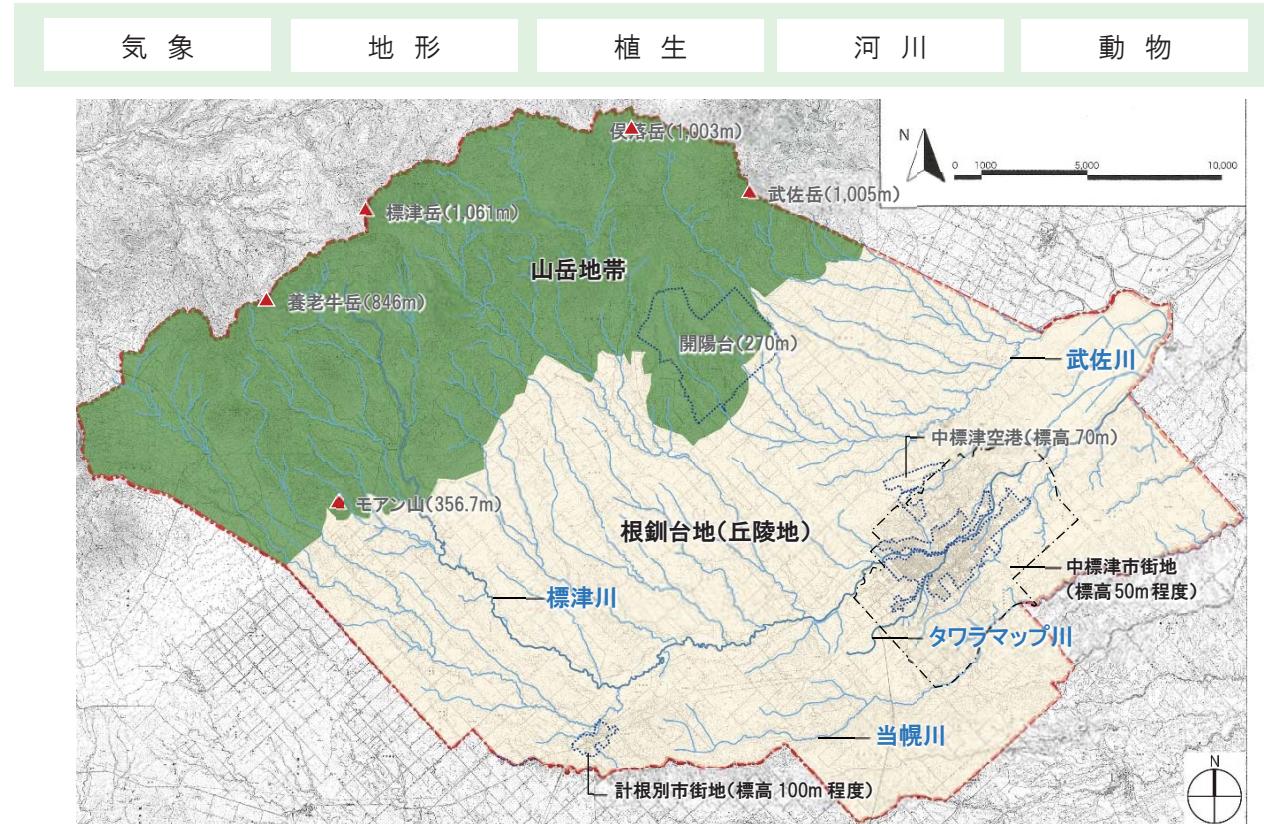
中標津町の景観特性は酪農風景、格子状防風林、遠景の山々といった資源を基本としながら、その他にも当町を特徴づける豊富な要素が存在しているため、たくさんの要素を4つの特性に分類して整理を行います。

以下は、4つに分類して整理した中標津町の景観特性の概要です。



(1) 自然環境特性

山地を含めた地形や河川、植生、森林資源などまちの原風景となる景観特性として「自然環境特性」について、以下の5つの要素から整理します。



1) 気象

①冷涼な気温

- 中標津地域は、夏季が湿潤低温、冬季は乾燥低温と気温の低い冷涼な気候といえます。
- 最暖月（8月）平均気温は約19℃程度と低く、冬の1月の平均気温は-7℃度前後まで下がり、平均気温が氷点下の月は4ヶ月間にわたります。



②海霧の影響による、短い夏季の日照時間

- 夏季は「海霧」の侵入が多く、6月～8月の期間で20日以上におよぶことがあります。その影響で、夏季の日照時間が少ないことが特徴です。



③知床連山からの強く寒冷な北風

- 風に関しては、11月から3月の間にシベリア大陸からの寒冷な北西風がこの地域に吹きつけます。
- 風速は夏季が弱く、秋から春にかけて強くなる傾向にあるため、防風林による風対策が進みました。



出典:気象庁中標津 2014年(月ごとの値)

2) 地形

中標津町は北海道の東部に位置する根釧台地の北西部に位置しています。標津町、別海町、清里町、弟子屈町、標茶町の5町と隣接しています。

- 地形により山岳地帯、根釧台地の丘陵地、市街地が形成されている低地部と区分することができ、それぞれに特徴的な景観が形成されているといえます。
- ①町域の北部は武佐岳などの山岳地帯

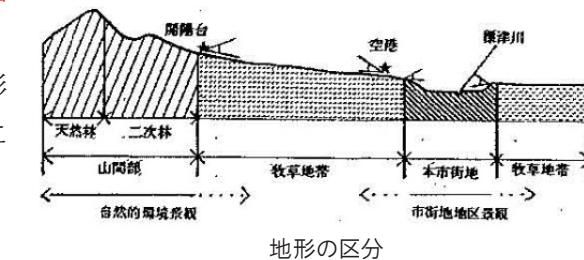
- 町の北西部は「武佐岳」「侯落岳」「標津岳」「養老牛岳」など標高300m以上の山岳地帯です。本町の面積684.87km²のうち、山林が339.52km²と町域の約5割を占めています。

- ②町域の南部は根釧台地の丘陵地

- 町の南部には「根釧台地」と呼ばれる丘陵地が広く続いており、町域内の台地は「武佐台地」「虹別台地」「別海台地」の3つに分かれます。これら台地のうえに市街地や集落、農地（牧草地）などが形成されています。

- ③市街地が形成されている標津川によりつくられた河岸段丘

- 「中標津市街地」は、台地を標津川の流れが切り開いて河岸段丘をつくり、その底にあたる標高50m程度の低地部に形成されています。
- 「計根別市街地」は虹別台地上の標高100m付近に位置しています。



出典:中標津町景観形成ガイドプラン

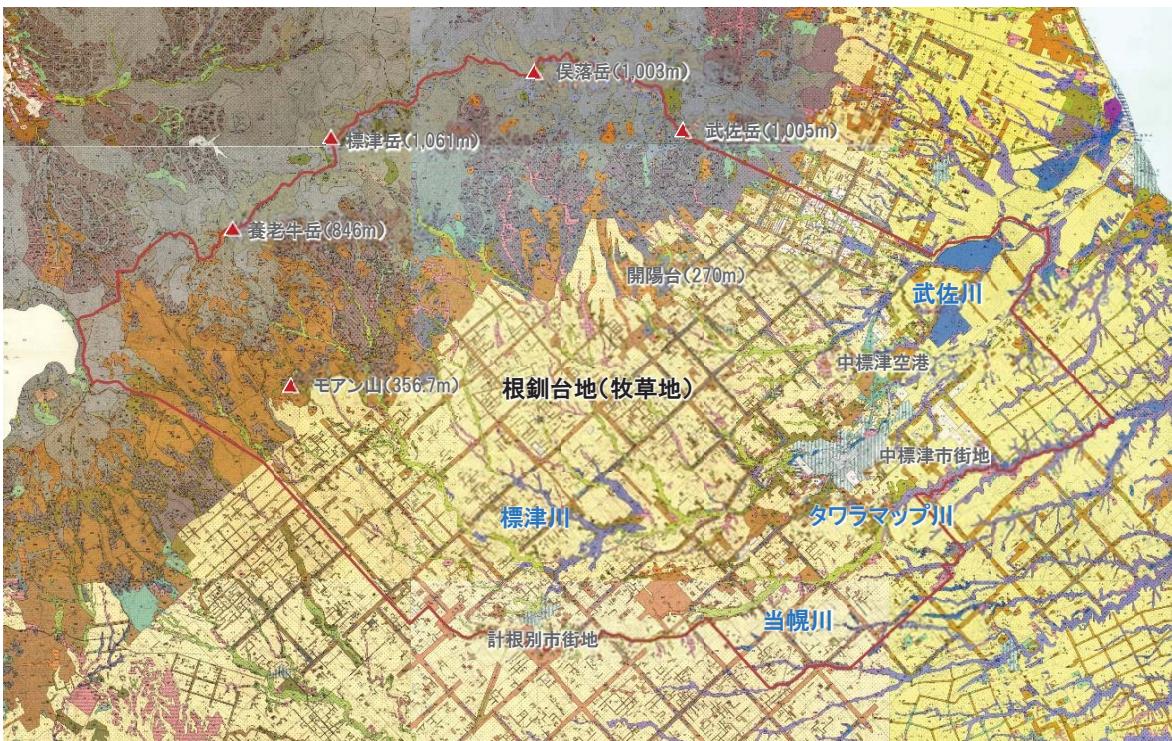


武佐岳からみた根釧台地と格子状防風林



中標津空港からみた標津岳

3) 植生



出典:現存植生図(環境省)

①山岳地帯の植生（天然針葉樹林）

- 行政区域北西部に位置する標津火山地においては、標高 500 m 以上の山岳地帯においてエゾマツ、トドマツなどの天然針葉樹林の分布がみられます。
- ダケカンバなどの広葉樹林帶も隣接して分布しています。

②山麓部の植生（針葉樹林の植林）

- 山麓部にかけてはトドマツ、アカエゾマツなどの針葉樹林帶が分布しています。

③台地の植生（牧草地）

- 台地部は概ね牧草地で占められ、その中を長方のグリッド状に落葉針葉樹林による格子状防風林が位置し、特徴的な景観を形成しています。

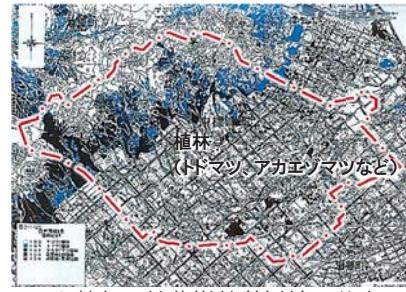
④河川流域の植生（広葉樹の河畔林、河辺植生）

- 標津川をはじめとする河川流域には、ハンノキ、ミズナラ、ハルニレ、ヤチダモなど広葉樹や、水辺にはヨシなどの河辺植生が分布しています。

出典:中標津町農村環境計画(中標津町)



山岳地帯の天然針葉樹林の分布



山麓部の針葉樹林(植林)の分布



河川に沿った広葉樹の分布

4) 河川

①2つの水系と、大小さまざまな支流

- 中標津町の河川は2級河川「標津川水系」と普通河川「当幌川水系」の2つの水系に属しています。
- 標津川と当幌川につながる大小さまざまな支流が形成する多くの沢地と河畔林は、中標津町の広大な平地に変化を与えています。また、2つの水系では河辺の環境が大きく違っています。

②標津川

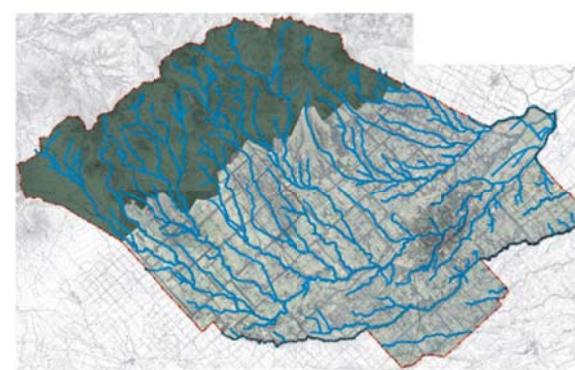
- 「標津川」は標津岳を源に、中標津市街地を南北に分断するようにほぼ中央を東西に流れ、標津川流域ではヤナギなどの河畔林が確認できます。標津川の流れがつくりだした河川緑地は市街地の貴重な緑の資源です。
- 標津町で合流する武佐川や、市街地の水源となっている俣落川、市街地の親水ゾーンとして親しまれているタワラマップ川等多くの支流をもち、中標津町の酪農景観を特徴づける等、中標津町のシンボルともいえる河川です。

③当幌川

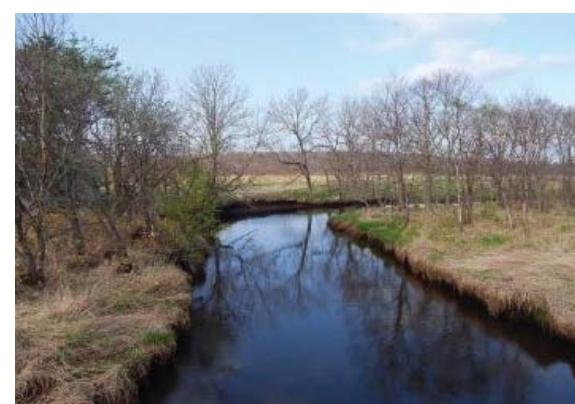
- 「当幌川」は計根別市街地の西側を源に、計根別市街地及び中標津市街地の南側を流れ、標津川流域では確認されない湿地を好む植物が確認されています。流域に自然豊かな環境を残し、当町に隣接する別海町、標津町には湿原をつくっています。

④タワラマップ川

- 中標津市街地にも標津川のほか、大小さまざまな河川が流れていますが、中心市街地を流れる小河川である「タワラマップ川」は、親水広場が整備されており、町民のもっとも身近な河川です。

町内を流れるいくつもの河川
出典:私たちの町 中標津(中標津町)

標津川



当幌川



タワラマップ川

5) 動物

①希少種を含む多種多様な生物相

- 中標津町には希少種も含めて、多種多様な動物が生息しています。なお、中標津町に生息している動物は、主に「哺乳類」「両生類」「鳥類」「昆虫」「植物」「魚類・水生生物」などに大別されます。

※「中標津町の格子状防風林」保存・活用事業報告書

②生息環境に重要な山林、湿地・河畔林、河川などの水辺、防風林、市街地近郊の林地

- 各種動物は、町内のあらゆる環境を棲みかにしています。特に「山林」「湿地・河畔林」「河川」といった環境と、そこに網目状に配置された「防風林」が動物の移動や生息環境の連続性を支え、「市街地近郊の林地」も生態系の維持に重要な機能を果たしています。

【哺乳類】

- 哺乳類で特に希少性が高いヒナコウモリ科の生息には、市街地近郊の林や、カラマツを主体とする単層の防風林であっても重要な場所となっていることが分かっています。

【両生類】

- 両生類はエゾサンショウウオの一種が希少種として確認されています。産卵は湿地や河畔林などの水辺環境においてほぼ毎回同じ場所で行うため、その環境保持が大切となります。

【鳥類】

- 鳥類の希少種は少なくとも 33 種が確認されており、その中には天然記念物であるタンチョウやエゾシマフクロウの他、オオワシなどを含む 6 種が確認されています。
- 中標津町は根室管内で唯一海に面していないので、水鳥などの生息数は少ないですが、河川や池に生息しているガンガモ類は数十種確認されています。

【昆虫】

- 昆虫の希少種は現在 32 種が確認され、そのうち蝶や蛾（が）の仲間が半分を占めています。蝶の生活の場である環境の保全が重要となります。

【魚類・水生生物】

- 町内には標津川や当幌川などを主とした川が市街地や原野の間を流れています。
- 町内に多く生息するサケ科は、上流にはオショロコマ、下流にはアメマスやヤマメと生活する場所を分けていますが、一部では一緒に生活している場所もあります。希少種のイトウなどもいますが、以前より総個体数は減ってしまい、絶滅寸前といわれており、他の水生生物のニホンザリガニなども水質の悪化などにより減少傾向にあります。



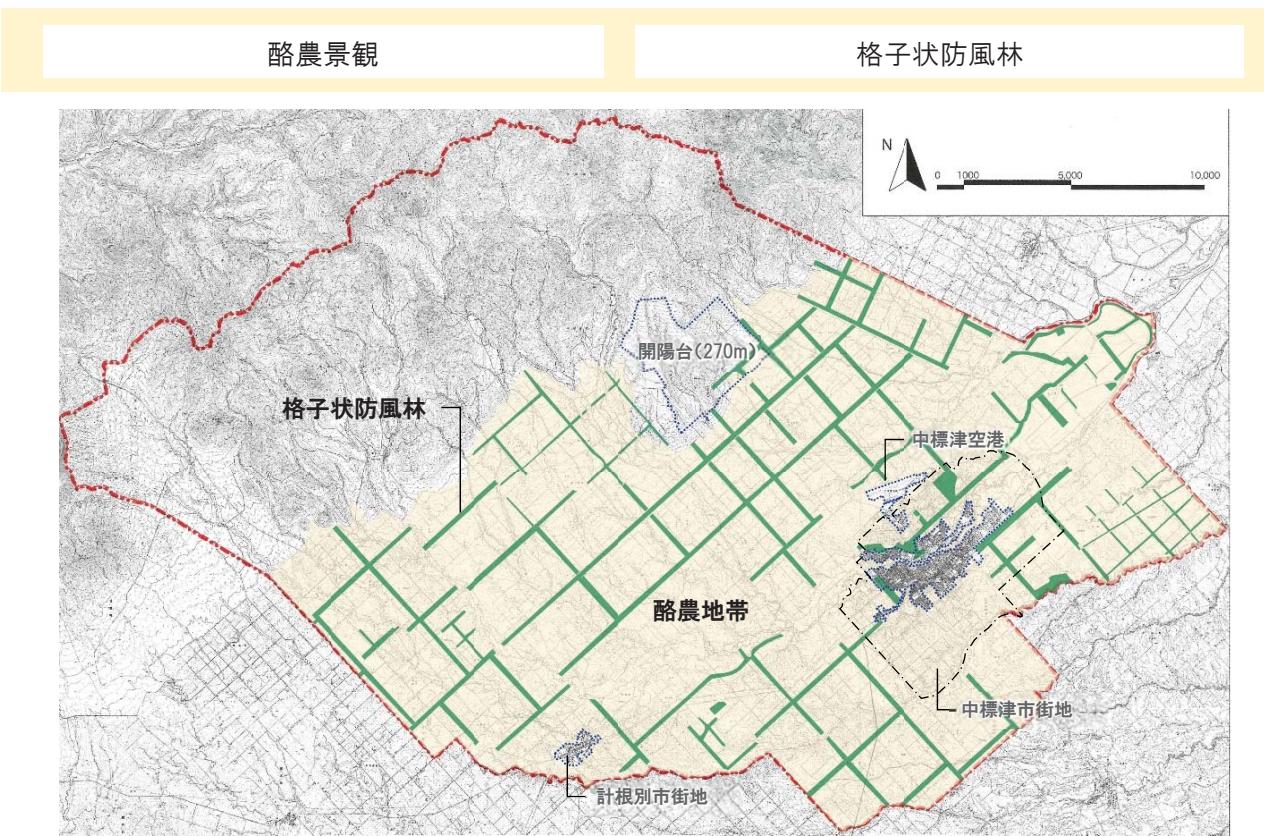
哺乳類

鳥類

魚類・水生生物

(2) 農村環境特性

広大な台地に広がる酪農風景や格子状防風林など、人の手によってつくり上げられたまちの地域性を象徴するダイナミックな景観特性である「農村環境特性」について、以下の2つの要素から整理します。



1) 酪農景觀

① 様相

- 中標津町の広大な台地に広がる農業景観は、牧草地を主とし、大区画として造成された農地を守る「格子状防風林」、中区画として造成された格子状の号線道路、数多くの浅い谷を形成する「河川」と「河畔林」の有機的な流れに囲まれて展開しています。
- 入植当初の農家1軒あたりの広さを小区域と呼び、敷地境界に植えられた耕地防風林がその規模を示していましたが、機械化が進み牧草地が大規模になるにつれて少なくなりました。



② 規模・営農形態等

- 中標津町の基幹産業である酪農は、広大な土地を生かした大規模草地酪農地域として発展してきました。
- そのため、町内の土地利用の多くが牧草地を含む農地として使用されています。農家一戸あたり平均110頭の乳牛と、約63haの採草地の経営規模となっています。
- 農家戸数が減少する一方で、経営規模は拡大し、平成26年度の総農家戸数は343戸で、そのうち酪農に関しては乳用牛飼育で301戸となっています。総農家数のうち9割近くが酪農に従事しています。



③ 文化、歴史

【中標津町の農業が本格化するまで】

- 1889年（明治22年）に殖民地が選定され、中標津付近は「中割（チライワタラ）原野」、「武佐原野」、「当幌原野」と命名されました。1901年（明治34年）には中標津原野が殖民地として区画開放されました。この間の1892年（明治25年）に、標津川支流ポンリウルに鮭鱒孵化根室支場中標津事業所が、初めての近代的施設として創設されたことは、中標津の水質の良さを物語っています。

【中標津の農業景観の概要】

- 中標津の酪農景観は一朝一夕で形成されたものではありません。俵橋から中標津市街地、武佐から開陽、計根別、養老牛への入植、豊岡と共和の編入、俣落以西の開拓と、それぞれの地区で開拓の開始の時期が異なりました。それに固有の歴史があり、集落ごとに入植団体が文化を持ち込んだと考えられます。
- 1955年（昭和30年）以降、中標津全域で開拓の方法が統一され、格子状防風林の造成事業が始まり、町全体の農業景観が統一感をもって、今日の酪農景観に近づいてきました。

【原生林の開拓に取り組んだ入植者たち】

- 中標津町の本格的な開拓は1911年（明治44年）に徳島・静岡県人で組織された「徳静団体」という農業団体が俵橋地区に入植したことになります。当時のこの地域は原生林でした。
- 過酷な気象のもと、開拓当初に農業の担い手が試みたのは、穀類や豆類を中心とした畑作（穀蔵（こくしゅく）農業）でした。

【農業政策の転換：その1】

- 1931年（昭和6年）、1932年（昭和7年）に深刻な冷害にみまわれ、北海道議会では根釧原野放棄論が主張されるに至ったものの、「自力更生」をスローガンに1933年（昭和8年）に総合開発計画である「根釧原野農業開発五カ年計画」を樹立、従来の畑作から、乳牛を中心とした酪農（主畜農業）中心へと切り替えを図りました。
- 根釧原野農業開発五カ年計画の早期策定の背景には、1927年（昭和2年）に現在の中標津町桜ヶ丘に北海道農事試験場根室支場が設置されたことがあります。根釧地域の農業経営安定に向けた基礎的な調査を基にした検討がなされ、その積み重ねにより、短期間で実効性の高い計画が策定されました。現在、北海道農事試験場根室支場の庁舎は国の登録有形文化財として登録され、伝成館として活用されています。

■参考：根釧原野農業開発五カ年計画

「根釧原野農業開発五カ年計画」は北海道庁の総合開発計画として1933年（昭和8年）に策定されました。その内容として、

- 農業組織を主畜農業組織にする。
- 農業及び畜産技術の指導を徹底する。
- 機械力を導入し、一戸当たりの耕作面積を10町歩（10ha）から15ないし20町歩（15～20ha）に増反する。
- 気象的な障害を除去するために、防風林を設置する。
- 縦・横断鉄道の促進と、培養線として殖民軌道のいっそうの拡大など、先人たちの営みが地域の最大の特徴ともいえる酪農景観の基盤となる計画でした。

【農家がつくりだした農業景観：その1】

- 当時の営農形態では大規模農地の耕作は不可能だったため、畑作と酪農の混合農業が続きました。その様子は今日とは異なり、さまざまな作付けの畑地、農家の家屋群、耕地防風林が点在していました。
- 第2次世界大戦の終結前は、開拓者たちに農地と格子状防風林の密接な結びつきが最も意識された時期でした。防風林は農地を守るだけではなく、農家の人々の生活を守る糧でもあり、数少ない家畜の放牧の場でもありました。

【農業政策の転換：その2】

- 1954年（昭和29年）に世界銀行調査団の現地視察の結果、酪農・畜産の適地として有望視されたことは根釧原野開発計画調査に大きな影響を与えました。国は世界銀行からの借款により1955年（昭和30年）にパイロット・ファームを事業化し、本格的な酪農経営に移行する条件が整いました。
- 中標津では1966年（昭和41年）から俵橋に国営パイロット事業による入植が始まり、幹線防風林の林帯幅と格子の狭い、独特の景観が生まれました。農業振興地域整備計画地域に指定されたのは1970年（昭和45年）のことでした。1974年（昭和49年）から武佐、開陽、俣落地区で新酪農村建設事業が着手され、いち早く未開墾地がなくなりました。俣落地区を中心に開墾建設事業も進められました。
- これらの事業では、土壤の改良、水捌けの向上、開墾すべき斜面勾配の数値化など、開拓の技術的根拠が農家に提示されました。

【農業景観を観光の対象とする初めての試み】

- 1961年（昭和36年）年に町営授乳育成牧場、翌年には展望台が現在の開阳台に、1963（昭和38年）には緑ヶ丘牧場、その3年後には養老牛牧場が開設されました。開阳台の誕生によって農業者が手塩にかけた農地の間に格子状防風林が浮かび上がる、北海道開拓が目指した光景を、訪れた人全てが望むことができるようにになりました。

【農家がつくりだした農業景観：その2】

- 農家が協働する社会的体制は1948年（昭和23年）に、中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合が誕生したことで整いました。
- 農家の経営規模拡大が図られ、農家の統廃合が起こりました。大区画の中で見る・見られるという関係にあった農家軒数が減っていきました。
- 各農家が協働して総合的に取り組むことにより、合理的に耕地面積を増やしていました。作付けとして牧草が増え、随所で放牧も見られるようになりました。
- 格子状防風林という大区画のなかで、大地の起伏が途切れずに、豊かな曲線を描きながら連続していく光景をつくり上げたのは、1970年代後半（昭和30年代）以降の、限られた数十年の近代的な技術でした。主たる作付けとなった牧草は、畑地の境界を感じさせず、なめらかな地形の起伏を強調しています。
- この時代には格子状防風林に家畜を放牧することは、原則的に禁じられていました。そのため放牧牛を休ませるための日陰を提供する日陰林が造成されました。農家の副収入として、小さなカラマツ林（通称：残置林）も造成されました。農地が拡がることで、幹が硬い種類の太く成長した樹木が農地の只中に孤立するかのように残されました。様々な性格の樹木が農地の只中に散見できる景観が生み出されていました。

2) 格子状防風林（北海道遺産）

①規模

- 格子状防風林は標津町、別海町、標茶町にまたがり、北海道を代表する雄大な景観の一つといえます。
- 中標津町の防風保安林の面積は4,741haで、当町の森林面積33,152haのうち約1割弱を占めています。



②様相、文化、歴史

- 今日の防風林は、格子状防風林等を含む国や町が管理する「幹線防風保安林」と、農業者が管理する「耕地防風林」に分類されます。
- 「幹線防風保安林」である格子状防風林は、開拓期にアメリカ人顧問のホーレス・ケプロンにより提唱されました。1933（昭和8）年には耕地防風林を造成することが、農業者に対して奨励されました。この当時から、官の造成する格子状防風林と、民の造成する耕地防風林が連動して地域全体の防風効果を発揮することが、想定されていました。
- 根釧大地に分布するほとんどの格子状防風林は180mの林帯幅を有し、総延長648kmにもなります。
- 根釧パイロット・ファームの着手と時を同じくして、格子状防風林の整備も急速に進みました。それまでは国有地として確保されていたものの、木材としての価値が低い広葉樹がまばらに残されていた土地、雑草地として放置されていた土地もあり、幹線防風林としての性能は一定ではありませんでした。
- 第二次世界大戦前の中標津の社会・経済を支えたのは、原生林の伐採により成功を収めた林業でしたが、格子状防風林の造成、維持、管理という新しい産業形態が生まれました。



格子状防風林の全容（北海道遺産）

③役割・機能

- 防風林は防風、防霧効果等の機能をもち、厳しい自然環境の中で、冬の地吹雪や、ホワイトアウトの軽減、急激な気温変動等を防ぐことで農作物の育成を補助し、基幹産業である酪農業を支えるなど、さまざまな役割を果たしています。また、市街地周辺の防風林は市街地の外郭としての機能を持ち、コンパクトで賑わいのある市街地形成に大きく関わっています。

④生物多様性

- 農村部における圃場の近代的整備と拡大、都市部の市街化が進む中で、河畔林が自然林としての役割を担うようになりました。
- 格子状防風林は自然林に比べると脆弱性が見受けられますが、一方でコウモリに代表される特定の生物のすみか、様々な動物の移動経路として機能しており、山岳林と河川を結ぶ生態系を維持する回廊として、貴重な役割を担っています。

■参考：北海道遺産に登録される根釧台地の格子状防風林

農地を守る格子状防風林は、4町（中標津町、標茶町、標津町、別海町）にまたがり分布します。開拓使が明治期に計画した植民区画と防風林の位置が、現在にほぼ踏襲されています。かつては道内に広く見流ることができましたが、今日では道内に唯一残された景観です。1950年代の後半から一気に造林された時には、効果を早期に発揮するため、成長の早いカラマツが信州から持ち込まれました。今日ではトドマツ、アカエゾマツといった郷土の樹種である常緑針葉樹が植林され始めています。平成12年には北海道遺産に登録されるなど、歴史的、文化的な側面を持った貴重な財産となっています。

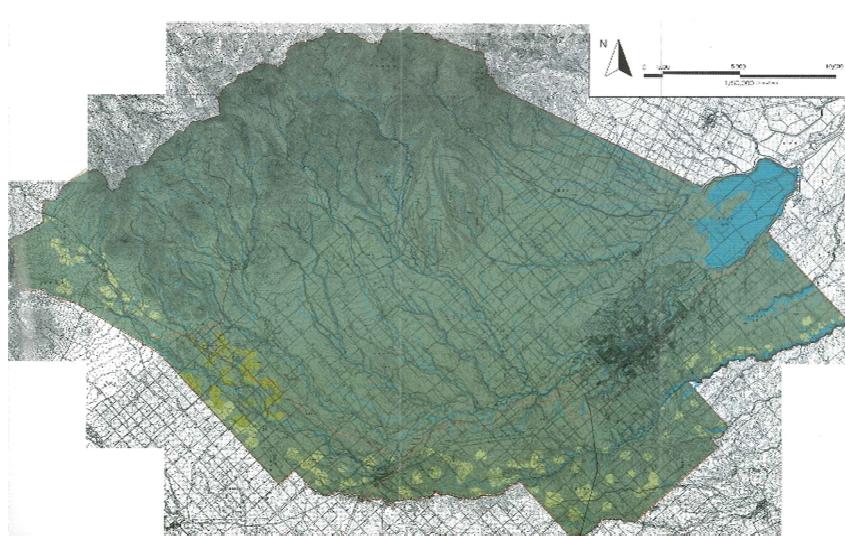
この格子状防風林は、スペースシャトルからも撮影されたように、そのスケールにおいても地球規模的な、北海道らしい雄大な景観をかたちづくっています。

幅180mの林帯は、防風効果だけではなく野生生物のすみかや移動の通路としての機能も果たし、開拓時代の植民区画を示す歴史的意義も持っています。

■参考:中標津町の歴史変遷

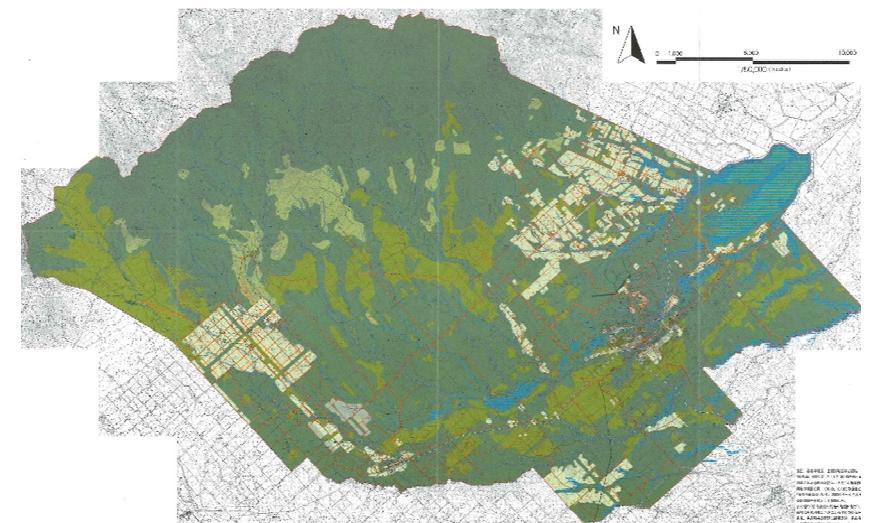
1897(明治 30)年頃

- 開拓前の中標津町は見渡す限りの原生林でした。平坦な台地にはナラ、カシワなどの広葉樹が、山並みの麓にはトドマツ、エゾマツ、イチイなどの針葉樹が分布していました。
- 標津川に流れ込む小河川は今よりも多く、水量も豊富で、延長の長いものもありました。
- 今日の中標津町市街地あたりで標津川沿いと南側の台地のふた筋になる道が、この地域を東西に横切り、標津川とケネカ川の間を北西の養老牛方面に向かっていました。斜里山道と呼ばれたその道は、今となっては痕跡が殆ど残されていません。
- 当地に数千年にわたり人が住んでいました。先住民による最古の遺物は縄文時代前期（6,000～5,000年前）の土器です。遺跡はこれまでに、町内の各流域に集落跡、チャシ跡などが 67 カ所確認されています。遺跡の 22% にあたる 15 ケ所は、格子状防風林と隣接する河畔林内にあります。



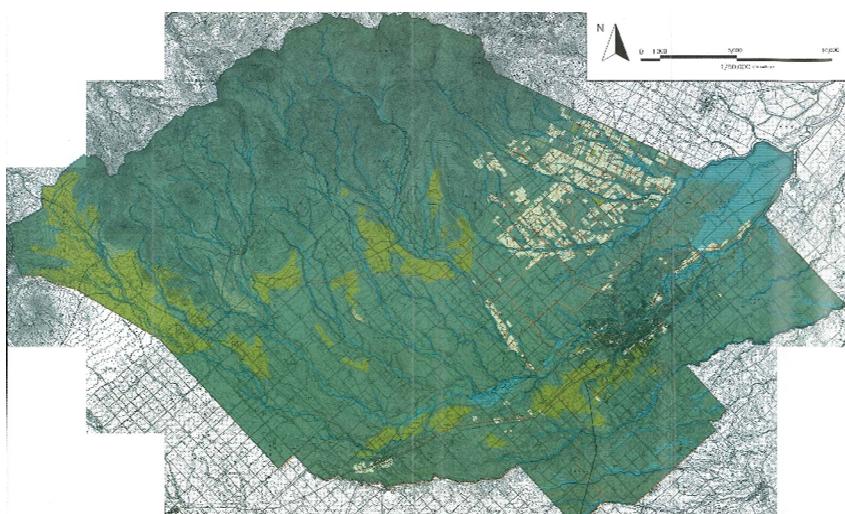
1946(昭和 21)年頃

- 武佐、開陽両地区は 1945 年 (昭和 20 年) 頃に、集落が密集し、多くの農家が分布し、最も繁栄しました。中標津、俵橋の開墾も進み、俵橋高台も開拓されました。これらの地区では、成長した耕地防風林が防風効果を担うとともに、個性的な景観をつくり始めました。開拓と平行して残された格子状防風林の用地は、農地や瘦せた広葉樹林、無立木地も多く、本来の防風機能を発揮し得ない場所も散見されました。当幌川左岸には軍馬育成牧場が造成されました。
- 凶作救済を目的とした道路事業により、町全域を結ぶ交通網が充実しました。北計根別から北進する 52 線が開削され、養老牛や上標津の開拓が加速しました。
- 殖民軌道、鉄道の敷設も進み、1937 年 (昭和 12 年) には標津線全線が開通しました。1942 年 (昭和 17 年) から終戦まで、現在の中標津空港とその周辺で農家を立ち退かせ、海軍飛行場と関連施設が建設されました。



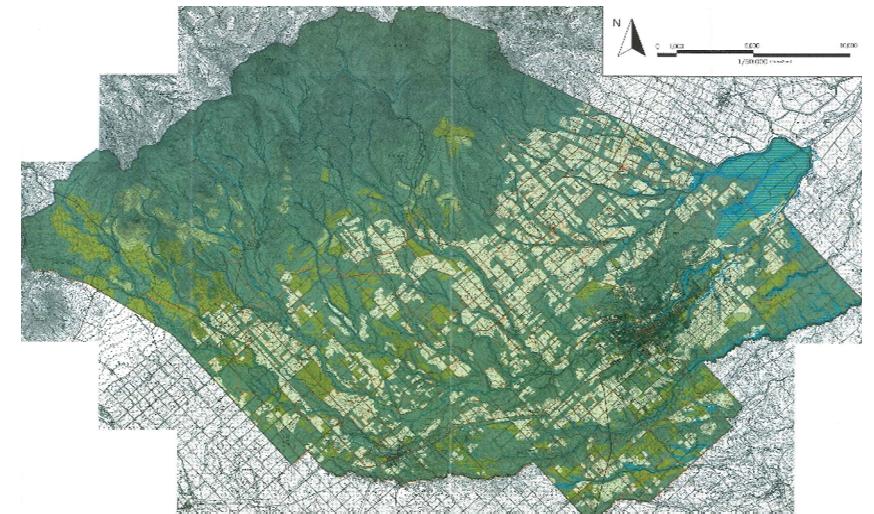
1925(大正 14)年頃

- 中標津の開拓は開墾しやすい台地状の土地を求めつつ、俵橋から現在の中標津市街地へ、武佐から開陽を経て俣落へ、ふた通りの西へ向かう進み方をしました。
- 開陽の開拓は 1915 年 (大正 4 年) に始まり、開墾指導所が設置され、組織的に進められました。開墾指導所とは、開墾の技術を指導的に実践する農家のことです。この頃から、農家ごとに耕地防風林と呼ぶ小規模な樹林帯を造成し始めました。
- 計根別の市街地も生まれ、のちに養老牛の入植も始まります。これらの地区を結ぶ道、格子状に確保された幹線防風林の敷地と道路は、今日も利用されています。
- 当時は稲作、畑作を目指しており、でんぶん工場をはじめとした農作物の加工も試みられました。最も栄えたのは原生林を伐採して出荷する林業でした。安定しない農業の傍ら、貴重な農家の収入でもありました。駅通りが開設され、厚床と中標津を結ぶ殖民軌道が国内で初めて運行されました。



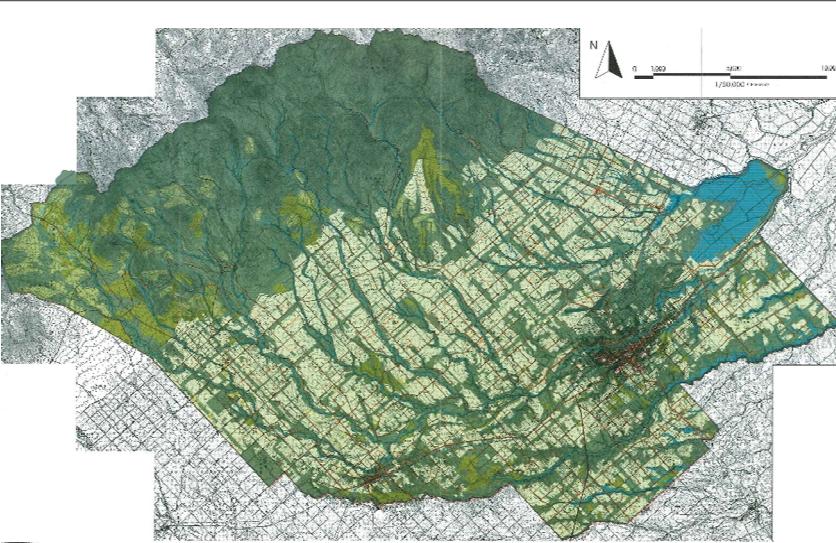
1957(昭和 32)年頃

- 武佐、開陽、俣落地区では農地の開墾は着々と進み、河畔林が自然林として残されました。養老牛、上標津の開墾も進みました。俣落地区と養老牛地区の間の原生林、今日の第二俣落、西竹、東西竹、上西竹、第二上西竹、若竹、新栄、西竹中央、北光、北進、群馬、高峯、本俣落の各地区を対象とした緊急開拓事業が実施され、戦後の最初の変化がおこりました。荒川沿いにも大々的な開墾が始まり、北光、新栄、若竹地区にも入植があり、自然林の中に小規模な農家が点在し始めました。
- 道立根室馬鈴薯原種農場が 1953 年 (昭和 28 年) に設置され、軍馬育成牧場跡が 1956 年 (昭和 31 年) に国所有となりました。1955 (昭和 30) 年には別海村から豊岡、協和地区が編入し、行政区域も広がりました。のちに当幌川で途切れていた格子状防風林の景観は、右岸から南の別海に続くことになります。
- 格子状防風林の造成に着手されたのもこの頃でした。



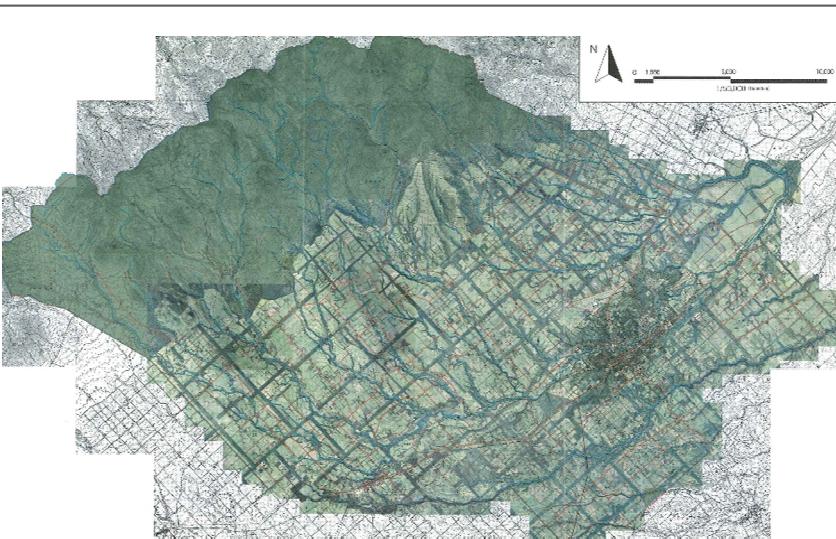
1971(昭和 46)年頃

- 1961 年（昭和 36 年）の新栄部落入植をはじめ、北光、新栄、若竹、俵橋第二、南俵橋と新たな開拓が進みました。
- 国と町は格子状防風林を対象に、無立木地の解消と全般的な植林を進めました。大造成が始まり、カラマツの単層林が主となりました。植林の成果は西養老牛、養老牛旭新、俵中、俵橋などで顕著にあがりました。
- この時期に中標津と計根別の市街地に住む人口が増え、農村の人口が減少しました。道路交通網が充実し、殖民軌道が廃止され、車輌による各戸集乳が始まりました。トラクターが導入され、酪農の本格化・大型化が可能となりました。農家の統廃合が進み、一戸当たりの耕作面積が増えました。不要となった家屋や細い道路、耕地防風林は取り払われ、農地となりました。当時のトラクターで可能な傾斜角まで開拓された結果、河畔林の林帯幅も細くなりました。
- 標津川と武佐川に挟まれた大きな湿地は乳牛育成の場として 1969（昭和 44）年に着工され、大規模草地となりました。



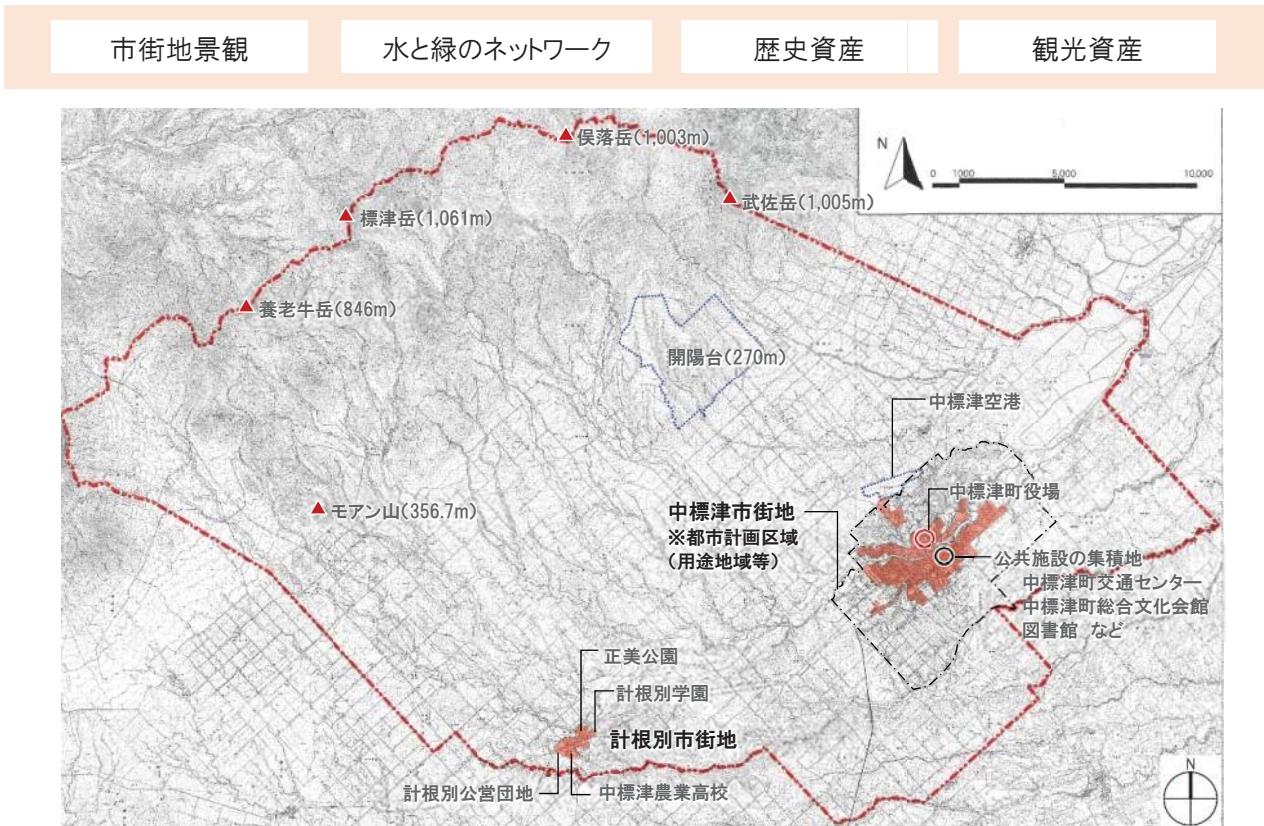
2000(平成 12)年

- 20世紀最後の20年の間に、中標津は量質ともに日本有数の牛乳の生産地になり、農地は拡大を続けました。農家ごとに整地していた農地が一続きの広がりとなるように手を加え、これまでになくゆったりと続く曲線をたたえた景観を生み出しました。
- 国と町が守り続けた格子状防風林の規模は、国内で唯一の存在となりました。緑ヶ丘牧場は 1977 年（昭和 52 年）に緑ヶ丘森林公园として生まれ変わり、計根別の正美公園、道立ゆめの森公園などが開設されました。旧 JR 用地に残されたカラマツによる防雪林が町有地となりました。河畔林の幅の減少や消失を背景に、新しい河川環境づくりの意識が芽生えました。農村に点在する民有林はとくに、耕地防風林が減少し、残置林は比較的残されました。
- 水の環境は、林地の減少などにより、小河川の減少が続きました。



(3) 暮らし・交流拠点特性

地域の交流拠点となる市街地や、保全されるべき歴史、観光など町内外との交流やにぎわいを生む景観特性は「暮らし・交流拠点特性」といえます。以下の4つの要素から整理します。



1) 市街地景觀

①中標津市街地

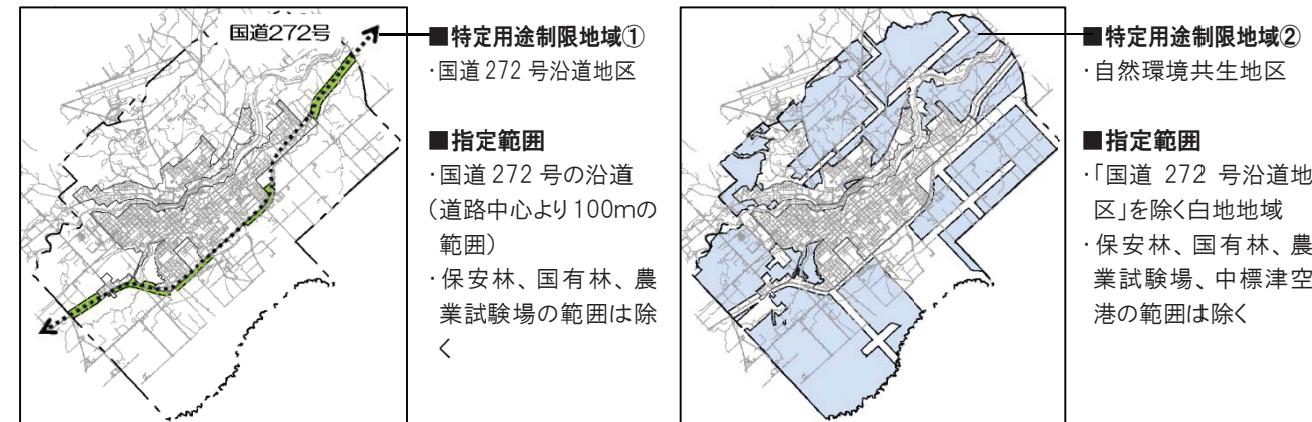


【市街地形態～コンパクトな市街地】

- ・中標津市街地は、都市計画区域内の用途地域に指定されている 802ha（行政区域面積の約 1.2%）に町内の約 8 割の住民が暮らしています。
町役場や公園・学校、総合文化会館や図書館などの公共施設が集積するほか、町内外を結ぶ交通拠点である中標津町交通センターが位置するとともに、道東地域の空の玄関である中標津空港が近接するなど、非常にコンパクトな市街地が形成されています。

【市街地周辺部～自然環境・田園環境の保全】

- ・中標津市街地周辺部は、防風保安林を始めとする良好な緑地に囲まれ、市街地の外延化が抑制されています。また、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域では保安林や河川などの土地利用規制エリアを除いた全域が、平成26年の中標津都市計画（用途地域等）の見直しにおいて、特定用途制限地域に指定され、自然環境及び田園環境の保全が図られています。



【商工業・觀光拠点】

- ・根室内陸の中心という恵まれた立地条件から、バイパス沿いを中心に、大型店舗などの商業施設の集積が進んでおり、商圏人口は約6万人と、広域的な商業拠点としての役割を担っています。
約100km（2時間）圏内に世界遺産に登録された知床や、阿寒国立公園、別海町尾岱沼、根室市、釧路市といった他の観光地へのアクセスも可能であり、観光拠点として注目されてきています。

【歴史資産】

- ・中標津市街地には、開拓期の歴史文化を伝える「伝成館」や「中標津町郷土館」、まちの発展を支えてきた「鉄道跡」や「殖民軌道跡」、市街地の発展の礎となった「開拓当時の市街地区画形態」、中標津神社周辺の「鎮守の森」、「先史時代の遺跡」などが残されており、積み重ねられてきた地域の歴史を物語る貴重な資産となっています。



②計根別市街地

【市街地形態】

- ・ 計根別市街地は、中標津市街地から西に約 15km の位置にあり、約 800 人の住民が暮らしています。
- 道道中標津標茶線沿いに商業・業務施設などが約 2 km に渡って立地し、その背後に住宅地が薄く形成された小規模な市街地となっています。
- ・ 地域内には、交流センター、町営住宅計根別団地、正美公園、計根別学園（小中一貫校）、中標津農業高校、食品加工センターなどの公共施設があります。

【市街地周辺部】

- ・ 計根別市街地の北側を流れるケネカ川を中心に厚い樹林帯が伸びており、市街地のエッジを形成しています。



計根別市街地の全容



計根別市街地の沿道



町営住宅計根別団地



ケネカ川

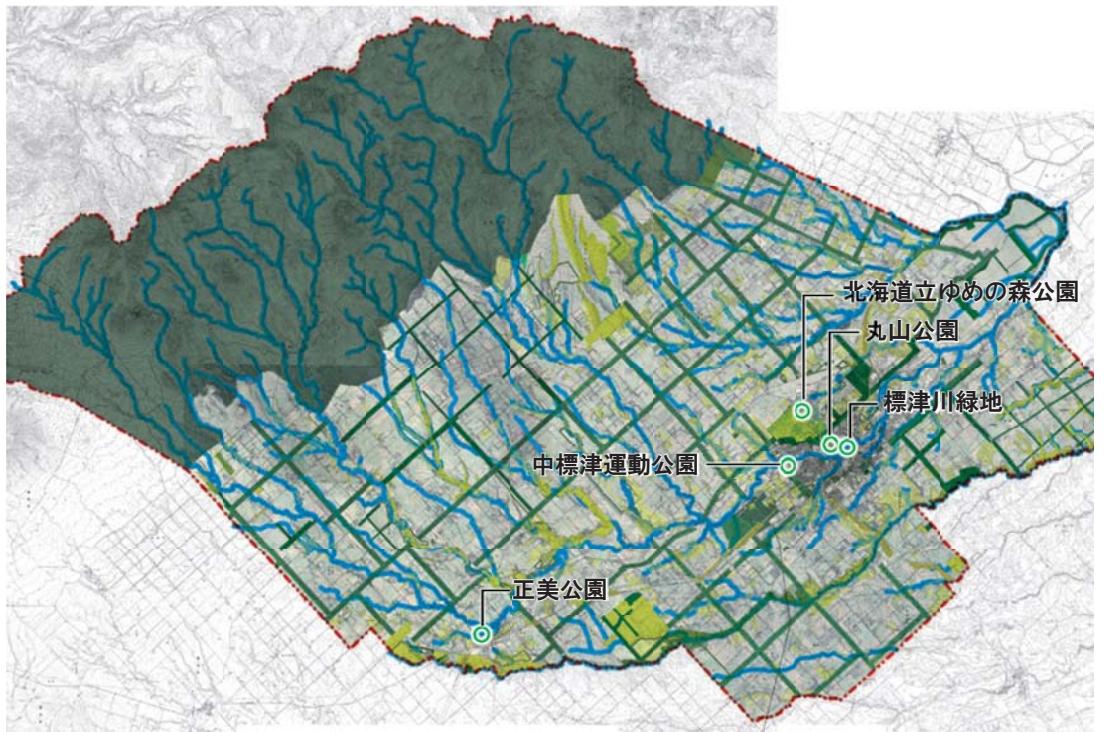


正美公園



中標津農業高校

2) 水と緑のネットワーク



①水と緑のネットワークの形成

- 中標津町内には、山林、格子状防風林、農地、河畔林（いくつもの河川）、河岸段丘の斜面林、公園、街路樹など町全体の「広域」にも「市街地」にも多様な水・緑資源が存在しています。それらは断片的ではなく山から平地に至るまで重なり連続していることで、水と緑のネットワークを形成しています。



中標津町役場付近に位置する丸山公園

②緑の役割

- 雨水の涵養や治山・治水に役立つ山林、防風・防雪といった機能を持つ格子状防風林、公園は身近な避難所として利用できるなど「安心安全」の役割があります。また、動物たちのすみかや移動経路にもなり「生態系」を維持することにも役立っています。
- 市街地周辺は防風保安林を始めとする緑地と農地が外郭としての機能を持ち、市街地「外延化の抑制」に寄与しています。また、暮らしの中で多様な緑を身近に感じられることで、景観的にも「うるおい」や「安らぎ」を与えるため、豊かな生活環境を創出するための重要な役割が緑にはあります。



河岸段丘と斜面林



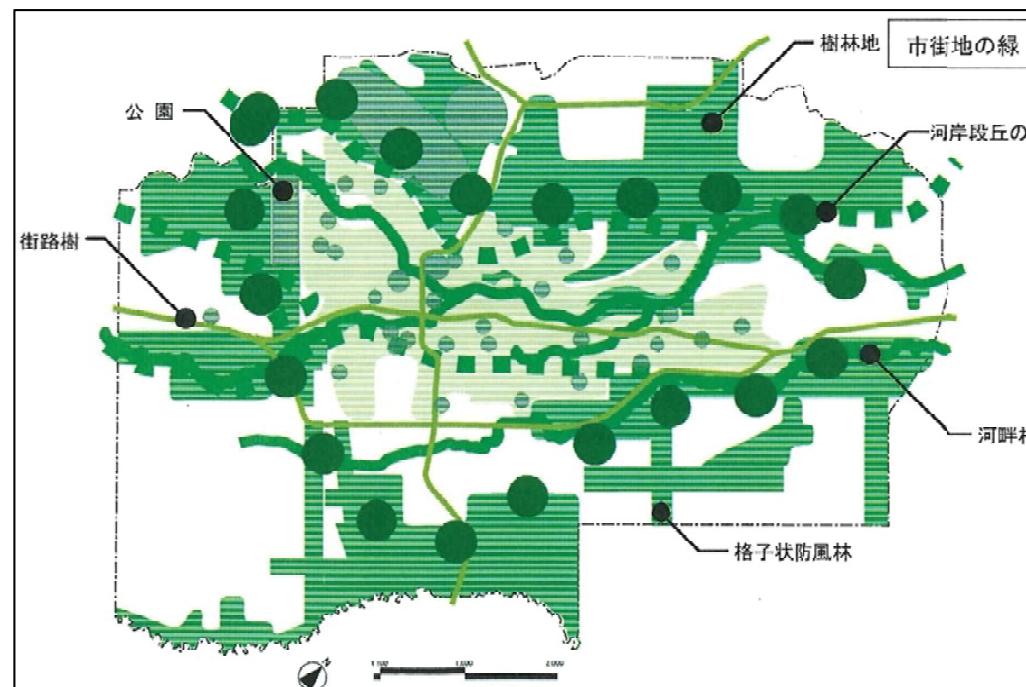
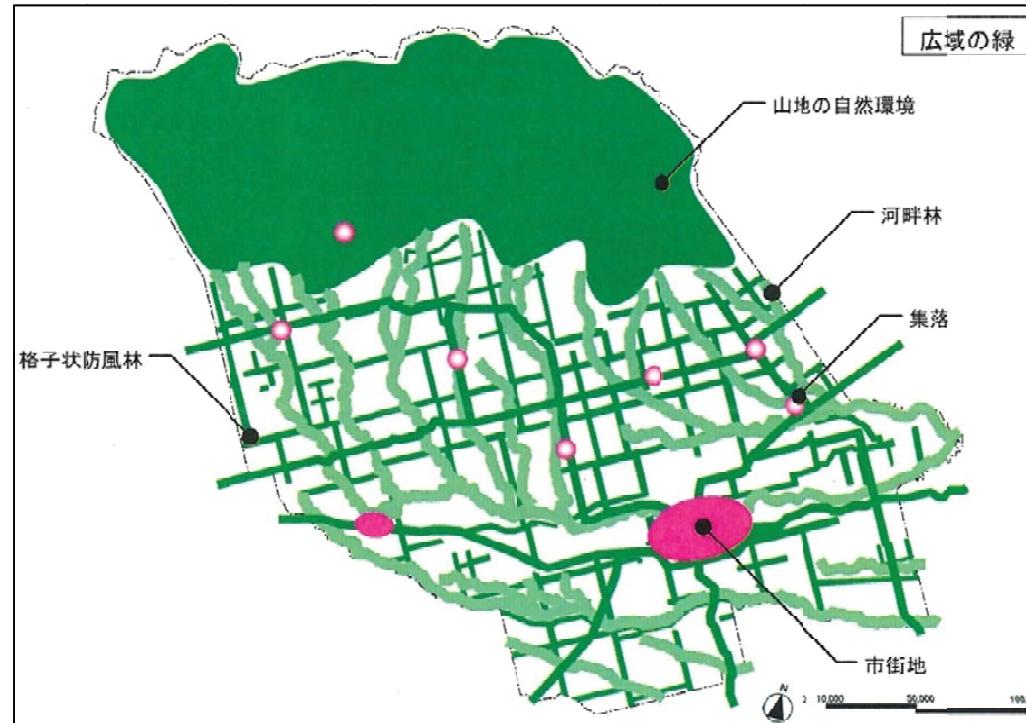
標津川と河畔林

③広域の緑

- 全町域に広がるスケールの大きい水と緑のネットワークです。山林、格子状防風林、河川沿いの河畔林、並木など町の緑の骨格となる広域の緑が、点在する市街地や集落をつないでいます。

④市街地の緑

- 身近な日常生活レベルの水と緑のネットワークです。中標津町の市街地の周囲に存在する格子状防風林、河岸段丘の斜面林や樹林地、河畔林など生活圏の中に良好な自然環境が存在しています。また、人々の憩いの場や活動の拠点ともなる公園も充実しており、水と緑の豊かな生活環境を形成しています。

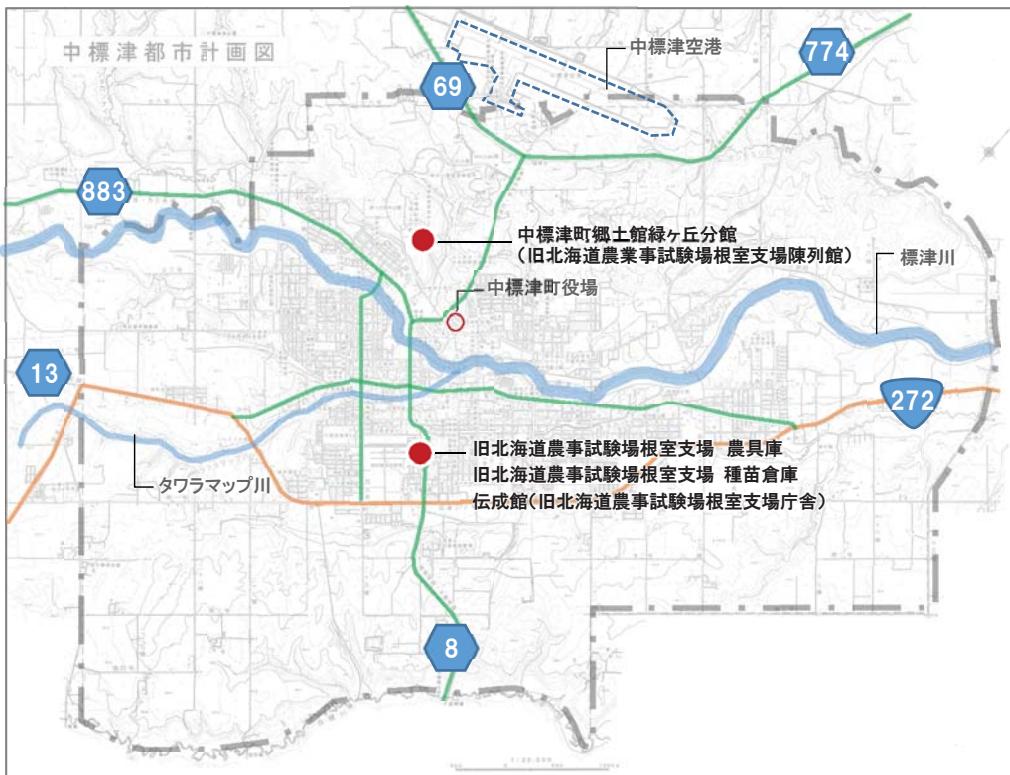
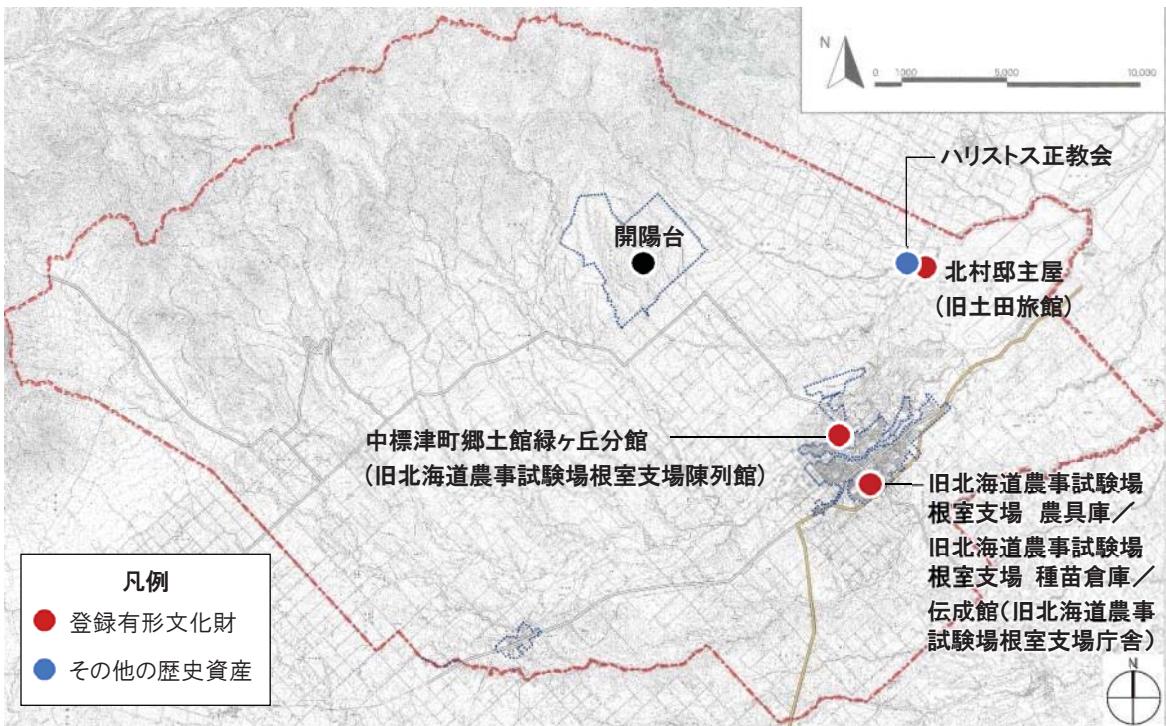


水と緑ネットワーク(広域・市街地)

出典: 中標津町緑の基本計画

3) 歴史資産

町内には開拓や駅逓制度の歴史を伝える貴重な歴史的建造物のうち、5件が国の登録有形文化財に登録されています。



①根釧原野の開拓事業を象徴する建造物（登録有形文化財 4 件）

- ・登録有形文化財のうち「旧北海道農事試験場根室支場 農具庫」「旧北海道農事試験場根室支場 種苗倉庫」「伝成館（旧北海道農事試験場根室支場庁舎）」「中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場陳列館）」の4つは根釧原野の開拓事業を象徴する建造物として登録されています。

②北海道駅逓制度としての歴史を伝える遺構（登録有形文化財 1 件）

- ・「北村邸主屋（旧土田旅館）」は北海道駅逓制度としての歴史を伝える遺構であり、中標津町でも最古の建造物のひとつです。

③その他の歴史的建造物、将来資産

- ・他にも「ハリストス正教会」が武佐地区に現存しているなど、町内には現在登録されている歴史資産以外にも、歴史的に貴重な建造物が存在しています。これらは、将来的に地域の歴史資産になり得る貴重な資源です。

■中標津町の登録有形文化財(建造物)

○根釧原野の開拓事業を象徴する建造物

- ・旧北海道農事試験場根室支場 農具庫／旧北海道農事試験場根室支場 種苗倉庫
- ・伝成館（旧北海道農事試験場根室支場庁舎）
- ・中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場陳列館）



旧北海道農事試験場根室支場
農具庫

旧北海道農事試験場根室支場
種苗倉庫

伝成館
(旧北海道農事試験場根室支場庁舎)

中標津町郷土館緑ヶ丘分館
(旧北海道農事試験場根室支場陳列館)

○北海道駅逓制度としての歴史を伝える遺構

- ・北村邸主屋（旧土田旅館）

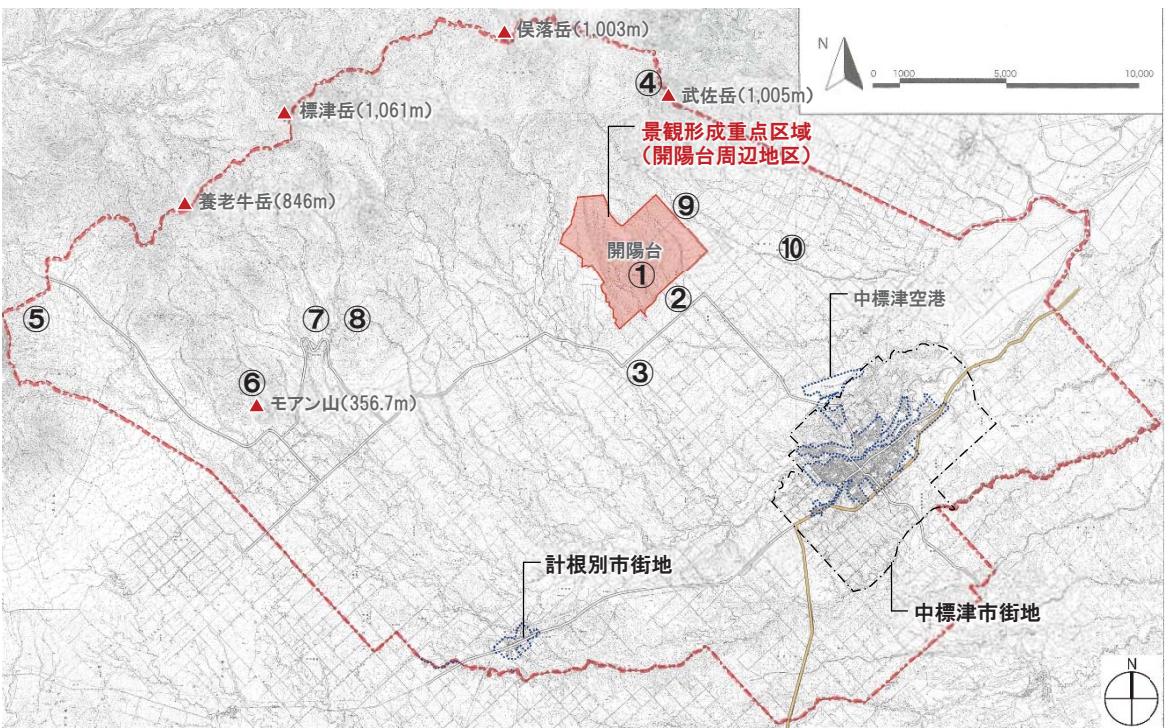


■その他の歴史的建造物、将来資産

- ・ハリストス正教会



4) 観光資産



①主な観光資源

【①開阳台～景観形成重点区域の指定による保全】

- 標高 270mに位置する開阳台からは、視界 330 度で眼下に広がる草原の「地平線が丸く」見え、地球の丸さと大きさを実感できる大パノラマを望むことができます。牧草地と防風林、点在する牧場の風景、知床連山や野付半島、国後島を一望することができます。
- 素晴らしい自然景観を守るために、「開阳台周辺地区」は既存条例に基づく“景観形成重点区域”に指定されています。



開阳台展望台

【②ミルクロード】

- 開阳台から東西に走る直線道路です。酪農地帯を走る起伏の富んだ道路はまさに北海道そのものであり、中標津町を代表する観光資源のひとつといえます。ライダーの聖地としても有名です。



ミルクロード

【③格子状防風林】

- カラマツ林帯の幅は 180m で、1 辺 3km の格子が延々と広がり、最長直線距離は約 27km、総延長 648km となります。
- 巨大な格子状防風林はこの地域独自の風景をつくり出し、「北海道遺産」に認定されています。



格子状防風林

【④武佐岳】

- 中標津町の北側の丘陵地にはいくつもの山々が広がっています。その中でも、標高 1,005m の「武佐岳」は中標津町のシンボルとなっている山です。頂上からは知床連山、遠くは北方領土まで見渡すことができます。
- 中標津空港や市街地などから武佐岳を望むことができ、眺望対象となっているため、中標津町の雄大な豊かな自然環境を目の当たりにすることができます。



武佐岳



裏摩周

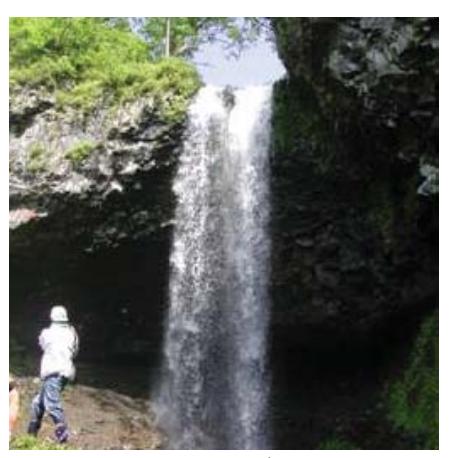


モアン山



養老牛温泉

養老の滝



ケテクンの滝



じゃがいも畠

【⑤裏摩周】

- 霧に包まれることが多い神秘の湖、摩周湖。裏摩周は比較的霧が少ない北東側から見ることができます。原生林の森に囲まれた鮮やかなシルエットは、摩周湖があらためて名湖であることを確認することができます、道東地域の景勝地となっています。

【⑥モアン山】

- 養老牛地区から裏摩周方面に向かう途中に、正面から見ることができます。モアン山には中標津町の酪農文化を象徴するように「牛文字」が描かれ、遊び心を感じさせる資源です。また、ロングトレイルコースにも設定されるなど、アクティビティな要素も持ち合わせています。

【⑦養老牛温泉】

- 養老牛温泉は豊かな自然に囲まれ、緑の中に位置する温泉郷です。平成 28 年（2016 年）には開湯 100 年を迎え、歴史深い温泉でもあります。また、春には桜が咲き、秋は周囲の木々が紅葉により色づくなど、多彩な表情を持っています。

【⑧養老の滝】

- 「養老の滝」は養老牛温泉の近くにあり、神秘的な光景を作り出している滝です。また遊歩道が整備されているため、温泉宿泊者が見物に訪れることが多く、観光スポットの一つとなっています。

【⑨ケテクンの滝】

- ケテクンベツ川上流にある 25m の飛瀑で、その上流には大小 10 箇所以上の滝があります。

【⑩じゃがいも畠】

- 町内に広がる農地の一部、じゃがいも栽培を営んでいる畠で見ることができます。夏場は白や紫の花を咲かせ、一面の緑で覆われた農地の景観でアクセントとなり、中標津町の四季を感じさせる彩りの景観となります。

②景観道路



【国道 272 号】

- ・ 国道 272 号は釧路市方面と標津町方面を連絡する主要幹線です。既存の中標津町景観条例に基づいて、「国道 272 号バイパス沿いの景観形成基準」が設けられ、沿線一体は「まちの顔」「景観に配慮すべき軸」と位置づけられています。

【主要な道道】

- ・ 主要道道中標津空港線（道道 69 号）は、中標津市街地と同空港を結んでいます。沿道には街路樹や植樹樹の植栽、交差点部の花壇整備が施され、緑の連続性を感じられる道路となっています。
- ・ その他の道道に関しても、中標津町と近隣市町を結ぶ路線として機能していますが、一面の牧草地と防風保安林の間を抜ける約 546m 四方の格子状の道路網の沿道から、地形の起伏と合わせてスケールの大さを感じさせる景観を見ることができます。

【その他】

- ・ 国道や道道とは別に、開阳台から東へ伸び、波状の高低差をもつ直線道路「町道武佐北 19 号道路」は、牛乳を集荷する「ミルクロード」の代表的な道路として、ライダーを始め、たくさんの観光客に親しまれています。



(4) 協働の景観まちづくり特性

先駆的に景観づくりに取り組まれてきた「景観のまち」として、今後さらに景観を活かしたまちづくりを進めていく際の活動特性として「協働の景観まちづくり」から整理します。

協働の景観まちづくり

1) 協働の景観づくり

中標津町では、約20年よりも前から北海道内で先駆的に景観施策に取り組んできました。景観条例には、町民、事業者、行政の協働によって景観づくりを行っていく理念が掲げられています。様々な景観の取り組みや、人々が集まることによる賑わいも景観特性のひとつとし、関連する以下について整理します。

①祭り・イベント

【夏祭り】

- 中標津町の夏祭りは、毎年8月に行われる中標津町最大のお祭りです。約6,000個にも上る提灯が飾り付けられ、国内最大級とも言われるその提灯達は中標津の町を幻想的に照らし出します。また、大平原花火大会を皮切りに祭り期間中には様々なイベントが催されます。



夏祭り

【じゃがいも伯爵まつり】

- 地元特産のじゃがいも「伯爵」の振興に、収穫の季節、じゃがいも掘り体験を中心に各種イベントが開催されます。野菜や乳製品などの即売会も実施されています。



じゃがいも伯爵まつり

【冬まつり】

- まちの各団体や親子が氷像・雪像づくりに参加し約30基もの個性的な像が並びます。夏祭り同様提灯が飾られていますが、夏と違い冬は可愛らしい「雪だるま提灯」が雪景色に浮かび上がります。



冬まつり

【標津岳、武佐岳山開き】

- 毎年6月の第1日曜日に「標津岳」、第2日曜日に「武佐岳」の山開きが行われます。中標津町の大自然と触れ合う登山シーズンを告げる催しなっています。



標津岳、武佐岳山開き

②協働のまちづくり活動

中標津には美しい景観を保全しようとしている団体や取り組みがいくつもあります。以下に代表的な活動内容を整理します。

【中標津コスモスの里 3300 の会】

- 国道272号沿線やゆめの森公園、中標津空港周辺を活動地域としている景観形成団体です。
- 沿線の歩道植樹帯へのコスモスなどの種苗植えや維持管理、ゆめの森公園内にあるコスモス畑への種まき活動、中標津空港周辺にて行われているコスモスによる「21世紀ふるさとづくり」とともに、観光客を花で迎える沿道・美化活動に取り組まれています。



中標津コスモスの里 3300 の会

【ラブ・リバーC.L.L 標津川&タワラマップ川の会】

- 中標津市街地を流れるタワラマップ川を活動舞台として取り組みを行っている景観形成団体です。
- 河川周辺の樹木の診断や保全、保護や移植について意見交換など、子ども達や地域の人々が気楽に遊んだり、学習に活用できるような河川環境づくりに取り組まれています。また、タワラマップ川沿いの清流広場にて子ども達を対象とした「河童まつり」を開催し、遊びながら河川を身近に感じられる取り組みを進めています。



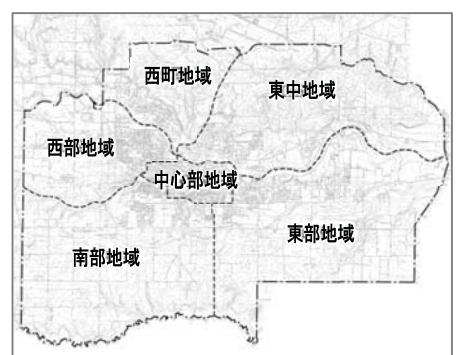
タワラマップ川の清掃活動

■その他、中標津町にて景観に関する活動を行っている団体の例

- 広陵中学校～タワラマップ川の清掃活動
- なかしべつ体験観光ネットワーク～近隣市町と連携しながら自然や歴史を知るツアーなどを企画・開催
- E-Photo Club(イーフォトクラブ)～「日本最東端フォトコンテスト」など、根室管内の魅力を写真でPR
- 伝成館まちづくり協議会～「伝成館」を保存し、まちづくり活動に利用推進する団体として種々の活動展開など

【地域別街づくり構想（都市計画マスタープラン）】

- 中標津市街地は西町地区、東中地域、東部地域、中心部地域、南部地域、西部地域の6つの地区に分類されています。そして、中標津町都市計画マスタープランの「地域別街づくり構想」では、地域の特性を活かした自発的なまちづくり推進の視点に立ち、各地域で目標が掲げられています。
- このうち、中心部地域、西町地域、西部地域では、街づくり協議会を立ち上げ、まちづくり活動を行っています。



地域別街づくり構想の範囲

【ごみゼロの日】

- 毎年「ごみゼロの日」には、地域の企業や団体・町内会連合会・行政職員など多くの人々が参加し、中標津郊外を中心に道路周辺のボランティア清掃を行っています。



ごみゼロの日

III 景観まちづくりの基本理念・基本方針

III-1 基本理念（案）

歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり

～中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～

わたしたちのふるさと中標津は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農を中心として広がる農村部と、緑に囲まれたコンパクトで賑わいのある市街地が形成されています。

武佐岳をはじめとした知床連山の山並みを背に、さまざまな生態系を維持する標津川、当幌川とそれぞれの支流などの豊かな自然に囲まれています。

開阳台からは、先人たちによってつくられた牧草地と防風林帯が織りなす緑の大格子が見渡す限り広がり、地球の丸さを実感できる地平線まで続きます。それは中標津の開拓の歴史と文化そのものです。また、中標津市街地の伝成館（旧北海道農事試験場根室支場）や武佐地区の北村邸主屋（旧土田旅館）など、歴史ある建造物が登録有形文化財に登録されています。

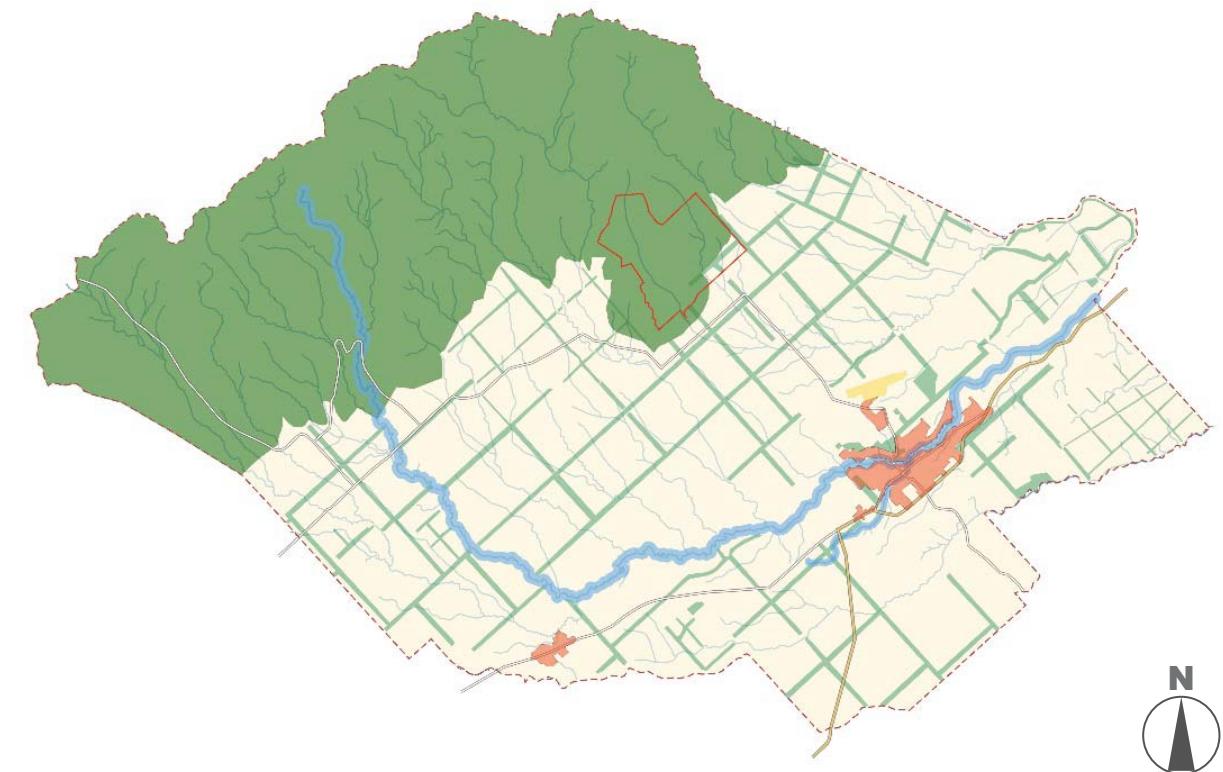
先人たちの開拓の歴史であり、わたしたちの日々の営みを映し出す中標津の景観は、取り扱いによっては失われてしまう貴重な財産です。

わたしたち町民は、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、後世に引き継いでいきます。

III-3 景観計画区域

景観まちづくりの根幹である景観計画実現に向け、行政区域全域を「景観計画が適用される区域」として取り組みます。また、基本理念・基本方針を基に景観特性毎の景観まちづくり方針を定めます。

景観計画区域は、行政区域全域



III-2 基本方針（案）

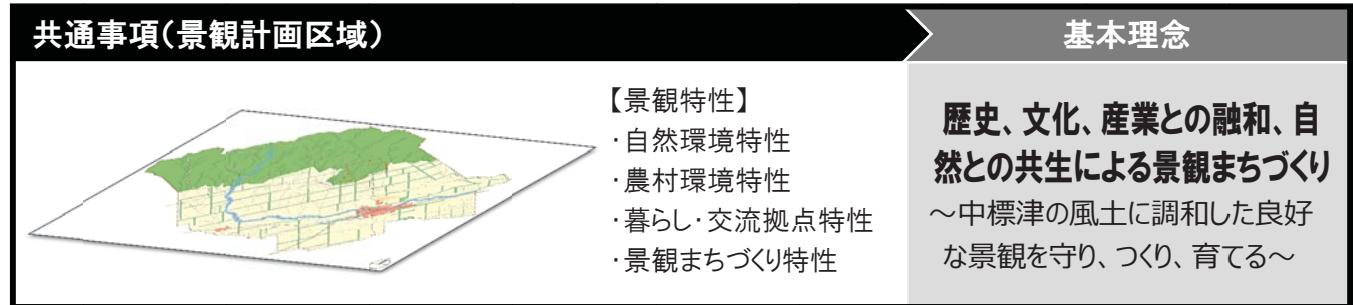
1. 空と緑の広がりのある自然景観を守ります
2. 格子状防風林のある農村景観を守ります
3. 歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流と賑わいを創出します
4. 協働による景観まちづくりを進めます

III-4 景観特性ごとの景観まちづくり方針（案）

中標津町の景観特性、景観まちづくりの基本理念・基本方針を踏まえて、中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てていくための方向性を『景観まちづくり方針』として設けることとします。

景観まちづくり方針は「中標津町全体に共通する景観まちづくり方針」と「4つの景観特性ごとの景観まちづくり方針」を定めます。

（1）中標津町全体に共通する景観まちづくり方針



景観まちづくり方針(共通事項) 風土に調和した良好な景観形成を図ります

景観まちづくりに取り組む方向

①周囲の環境との調和を図ります

- ・中標津町の景観は、「自然環境特性」「農村環境特性」「暮らし・交流拠点特性」「**協働の景観まちづくり**特性」の4つから形成されています。
- ・中標津町の景観は、これらの景観特性が折り重なり、密接に関係しながら形成されているため、景観を構成する要素間の調和や関係性を考慮した景観まちづくりを進めていく必要があります。

②良好な眺望に配慮します

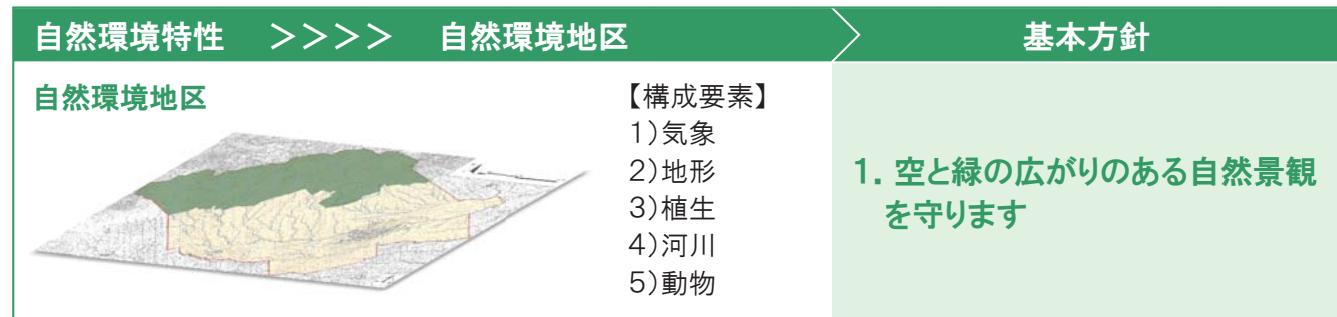
- ・町民から愛される「武佐岳」をはじめとする知床連山の山並みは、町内の至るところから望むことができます。
- ・標高 270mに位置し、観光資源でもある「開阳台」からは、地平線が丸く見える「視界 330°」の大パノラマを一望することができます。
- ・中標津町はまち全域が“見る”“見られる”の関係になっています。こうした観点から、まち全体で良好な眺望へ配慮する景観まちづくりを進める必要があります。

③景観への意識と理解の醸成を図ります

- ・中標津町の景観は、町民一人ひとりの暮らしや生業など、日々の営みの現れであるといえます。
- ・生業や、自分が心地よく感じる生活環境をつくることが、景観まちづくりにつながっていることへの意識と理解を深めていくことが大切です。

(2) 4つの景観特性ごとの景観まちづくり方針

1) 自然環境地区



景観まちづくり方針1 豊かな自然が生み出す原風景を守ります

景観まちづくりに取り組む方向

①地域の原風景を守り、愛着心を育みます

- ・武佐岳をはじめとする知床連山の山並み、酪農景観、河畔林と一体となった格子状防風林や、中標津町の自然環境を特徴づける植生が織り成す景観は、まちの財産であり町民にとっての原風景といえます。特に「武佐岳」や「標津川」は、中標津町歌や町内の学校歌にも歌詞としても登場する大切な資源です。
- ・無秩序な土地や植生の変化は、良好な自然、原風景を破壊する恐れがあり、一度破壊されてしまうと、取り戻すのには長い年月と多大な労力を必要とします。
- ・地域の原風景を守ることによって、まちへの誇りや愛着を育て“ふるさとなかしへつ”的景観を後世に引きついでいくことができます。

②保安林の適切な維持・管理に努めます

- ・保安林には、水源のかん養、土砂の流出や崩落などの災害防止、保健・文化・教育の場の提供など、多くの役割や機能があります。
- ・各種保安林の目的に応じた機能を確保するため、適切な維持・管理に努め、森林を健全な状態に保つことで、保安林の持つ機能を十分に発揮することができます。

景観まちづくり方針2 豊かで美しい河川環境を守ります

景観まちづくりに取り組む方向

①連続性のある河畔林の確保に努めます

- ・直線的な格子状防風林に、河畔林が有機的に斜めに交わる様子は、他地域では見ることのできない特徴的な景観を形成しています。
- ・格子状防風林と農地、河川・河畔林が描くコントラストは、中標津町の景観の最大の特徴といえます。
- ・河畔林をしっかりと維持・保全していくことで、中標津町ならではの、河畔林と防風林が一体となった農村景観を守ることができます。

②河畔林の林帯幅を確保し、河川の水質保全に努めます

- ・中標津町は大小様々な河川が数多くの沢地等を形成しており、河畔林は、日射を遮り水温を保つ機能や、土砂などが河川に流出することを防ぐ緩衝帶の役割を果たしています。
- ・河畔林は、均一な林帯幅（河道からの樹林の幅）があることで、緩衝機能の有用性の向上が見込めると、酪農従事者の中では経験的に知られています。
- ・河畔林の適切な林帯幅が連続的に確保されることで、河畔林の持つ機能を最大限に發揮し、豊かで安定した河川の水質を保つことができます。良好な水質の確保は下流の河川や、海の環境保全にもつながり、“きれいで美しい地域”というイメージの向上につながります。

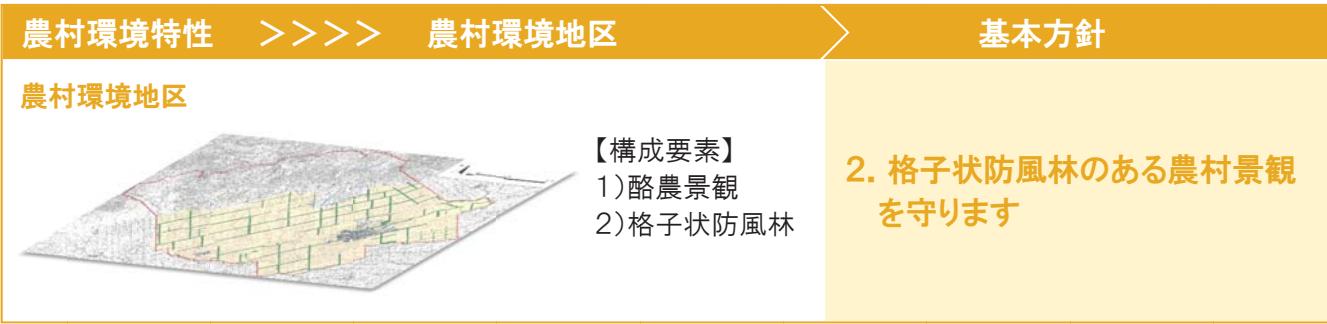
景観まちづくり方針3 豊かな植生、動物の生息環境を守ります

景観まちづくりに取り組む方向

①生態回廊としての機能を維持・保全し、生物多様性の確保に努めます

- ・中標津町は、山林（自然林）、格子状防風林、農地、河畔林、斜面林、公園などの多様な緑地が、山から平地に至るまで重なりつつ連続しており、広域的な緑のネットワークを形成しています。
- ・緑のネットワークのうち、自然林や河畔林は広葉樹林帯のほか、広葉樹、針葉樹と様々な樹種により構成されます。そのため、多くの野生生物のすみか、移動経路として機能しており、生物層の連続性が保たれた「生態回廊」の役割を担っています。
- ・緑のネットワークを形成している各要素の維持・保全に努めることにより、希少種を含む多様な動植物の生息環境や、生態回廊としての機能を維持していくことができます。

2) 農村環境地区



景観まちづくり方針1 酪農文化を守り、継承していきます

景観まちづくりに取り組む方向

①酪農文化保全につながる 営農環境の向上に努めます

- ・大規模な酪農経営により、人の知恵と手によってつくられてきたダイナミックな景観は、中標津町の牧歌的風景をつくりだし、先人から伝わる歴史的、文化的価値を持つ、アイデンティティ（地域性の象徴）として成立しています。
- ・離農により遊休地となった農地の維持や、使われなくなった施設の管理、営農者・離農者の生活環境の変化による意識格差など、今後の酪農業の成熟に向けて、営農者と離農者間で共有すべき要素があります。
- ・営農環境や営農活動の様子といった酪農景観は、営農活動の安全性の向上や効率化を図りながら、先人から伝わる歴史的、文化的価値を受け継ぎ、まち全体のアイデンティティとして成熟させていく必要があります。

②まちのブランドイメージの形成に努めます

- ・格子状防風林と織り成す広大な緑の酪農景観は、「きれいな町で生産するクリーンな牛乳」といったまちのブランドイメージにつながると、酪農従事者の間で意識されています。
- ・営農環境の向上、外部への発信により生産地のイメージを高め、商品の付加価値向上へつなげることができます。

景観まちづくり方針2 大切な格子状防風林や、森林資源を守り、育てます

景観まちづくりに取り組む方向

①北海道遺産（格子状防風林）としての風格を継承します

- ・中標津町の広大な農地を守る格子状防風林は、北海道開拓が明治期から目指したもので、今では道内に唯一残された景観として、平成13年（2001年）に北海道遺産に登録され、開拓時代の殖民区画を示す歴史的、文化的意義も大きく、基幹産業である酪農文化とも関わりの深い中標津町の貴重な財産です。
- ・林帯幅90-180mの格子状防風林は、主にカラマツ林で構成され、近年は伐期を迎えつつあります。
- ・「北海道の大切な宝」でもある格子状防風林の大部分は国有林であり、一部が町有林、民有林です。双方の一体性を維持するため、国とも連携しながら、適切な維持管理や更新等を図り、北海道遺産としての風格を継承していくことが必要です。

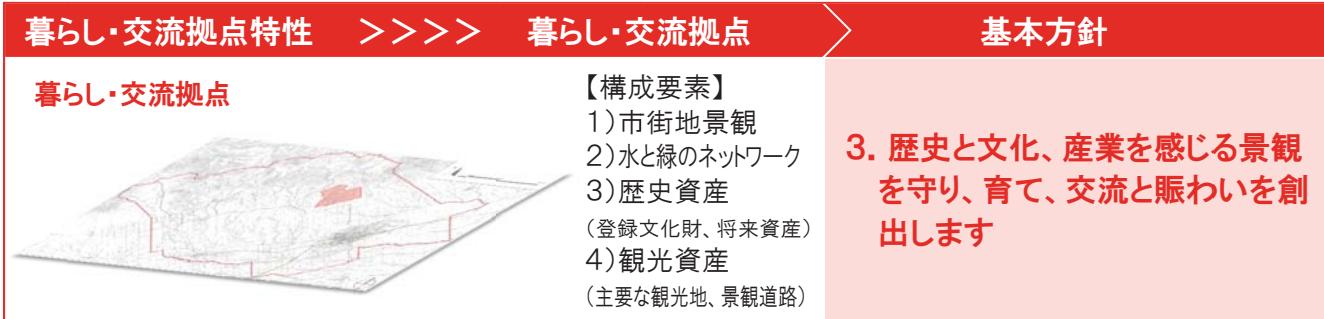
②森林資源の維持・保全に努めます

- ・格子状防風林や耕地防風林は、農地を守るために人の手によって植林された人工林で、酪農業の維持・保全に寄与しています。また、河畔林は、農地の表土や土砂などが河川に流出することを防ぐ緩衝帯の役割を果たしています。
- ・防風林は、冬場の地吹雪やホワイトアウトを軽減する防風・防雪機能を持ち、河畔林の林帯があることで、防風林、保安林が持つ防風・防雪機能を補完し、人命を守る役割も果たします。
- ・今後も防風林などの森林資源の適切な伐採や整備、更新などを図ることで、農地だけでなく人々の暮らしの安心・安全も支えることができます。

③森林資源の活用に努めます

- ・森林資源の維持管理のため発生した伐採、または間伐木は主に、建築資材やパレット、パルプに利用されています。
- ・中標津町児童センター「みらい」は、構造材に中標津町有林の間伐によるカラマツ集成材が使用されています。
- ・防風林などの森林資源は、自然学習フィールドや、先人から伝わる歴史的、文化的側面から地域学などにも活用できます。
- ・地場産材の利用促進や、保健・教育関連での利活用など、森林資源の様々な活用を図ることで、林業の活性化と森林の適切な維持・保全につなげることができます。

3) 暮らし・交流拠点

**景観まちづくり方針1 魅力ある市街地景観を創出します****景観まちづくりに取り組む方向****①道東地域の拠点都市としての魅力向上に努めます**

- ・中標津町は、市街地に近接して道東地域の空の玄関口である「中標津空港」、市街地中心部には「総合文化会館」や町内外を結ぶ交通拠点である「中標津町交通センター」などの公共施設、町内には地域の中核的な病院である「町立中標津病院」や国・道の出先機関などが立地しており、都市機能が集積する広域的な拠点性の高いまちです。
- ・多くの人々をもてなす景観まちづくりに配慮することで、道東地域の拠点都市としての魅力向上につながります。

②魅力的な市街地の形成に努めます

- ・中標津町は、中心市街地には商店街が形成され、バイパス沿いには大型商業施設が立地しており、商圏人口6万人の広域的な商業拠点としての役割を担っています。
- ・酪農をはじめとしたのびやかな景観は、そこで生産される商品の“産地イメージ”として、商品のブランド価値を高めています。
- ・店舗看板のわかりやすいサインや、店舗前での緑化や花植え等の景観・環境整備が、来街者へのおもてなしとなり、新たな交流や新たな客層の掘り起こしにつながります。
- ・「酪農景観が広がる地域の魅力的な市街地」として、景観との関係性を深めることで、さらなる商品の高付加価値化や、“行ってみたいまち”、“訪れてみたいまち”として、集客・交流人口が増加し、商業の活性化が期待できます。

③安心安全で快適な労働環境の整備に努めます

- ・中標津町は、根室内陸の中心という立地特性から、工業地域としても発展しています。
- ・工場施設に対しては、一般的に、機械音・におい・衛生面などマイナスの先入観を持ちがちです。しかし、従業員も働きやすく、来店者にとって安全で心地よい環境整備づくりは、仕事の効率化や新たな客層の掘り起こしにもつながり、工業の発展を下支えします。

景観まちづくり方針2 暮らしの環境を守り、育てます**景観まちづくりに取り組む方向****①利便性の高いコンパクトなまちづくりに努めます**

- ・中標津町は、商業施設や公共施設、交通機能が集積したコンパクトで利便性の高い市街地が形成されています。
- ・市街地周辺は、防風保安林や農地といった良好な緑地に囲まれ、市街地の外延化が抑制されています。
- ・緑地を適切に維持・保全することで、コンパクトな市街地の維持につながります。
- ・コンパクトな市街地を維持しながら、賑わいの創出や、快適性の向上につながる環境整備などの景観まちづくりを進めることで、暮らしの質の向上につながります。

②住み心地のよい住環境の形成に努めます

- ・中標津市街地、計根別市街地のいずれの住宅地も、河川や保安林等の樹林帯、身近な公園・緑地など、恵まれた自然環境が近くに存在し、潤いや安らぎのある良好な環境となっています。
- ・良好な環境を活かしながら、地域の風土と調和する住まいや住まい方を考えしていくことで、中標津町ならではの良好な景観が形成され、“住んでみたい” “住み続けたい” 魅力的で住み心地のよい住環境が形成されます。

③花・みどりによる彩りの向上に努めます

- ・中標津空港周辺、道立ゆめの森公園、道路沿道などで、これまで花植えや環境美化活動に取り組んできました。計根別市街地においても、道道沿道の花植えや正美公園の桜など、花・みどりの活動と資源が残っています。
- ・恵まれた自然環境と併せて、まちなかや個人の敷地などの花や緑を増やしたり、適切に維持管理を行つてくことで、暮らしに彩りを与えてくれます。

景観まちづくり方針3 憩いの場となる水と緑のネットワークを育てます

景観まちづくりに取り組む方向

①身近な防災機能（安心・安全）の向上に努めます

- ・保安林を含む山林は、水源の涵養や治山・治水に役立ち、格子状防風林は防風・防雪といった機能を持ち、公園は避難所として利用できるなど「安心安全」を担保する役割を担っています。
- ・河畔林の林帯があることで、防風林、保安林が持つ防風・防雪機能の補完に寄与します。
- ・水と緑のネットワークを適切に維持・保全し、活用することで、日常生活における身近な防災機能が向上します。

②身近な生物の生息環境の維持・保全に努めます

- ・中標津町の市街地周囲には、格子状防風林、保安林、河岸段丘の斜面林や樹林地、市街地内の河川や河畔林など、身近な生活圏の中にも広域の緑と連続した良好な水と緑のネットワークが形成されており、動植物の貴重な生息域となっています。
- ・水と緑のネットワークを適切に維持・保全することは、身近な動植物の生息環境の維持・保全につながります。

③まちなかの周遊、回遊環境の向上に努めます

- ・日々の暮らしに「潤い」や「安らぎ」を与えてくれる水と緑のネットワークは、多くのイベントが実施されているタワラマップ川親水広場や公園など、人々の憩いの場や活動拠点とも連続しており、近年では健康増進を図るためにウォーキングを楽しむ人が増えるなど、豊かな生活を送るうえでもかけがえのない地域資源となっています。
- ・地域特性に合った水と緑ネットワークの強化や、商業などの賑わい機能やレクリエーション機能と連携を図ることで、まちなかの周遊、回遊性の向上につながり、交流人口の増加が期待できます。

景観まちづくり方針4 歴史と文化を感じる景観を守ります

景観まちづくりに取り組む方向

①歴史資産を保全し、郷土理解の浸透に努めます

- ・中標津町内には、国の登録有形文化財に登録されている5件の歴史的建造物をはじめとした、開拓や駿馬制度の歴史を伝える貴重な歴史資産が現存しています。
- ・これらの歴史資産を適切に保全、活用しながら、町民の歴史資産への関心を高めることで、郷土理解が深まり、まちへの愛着心の醸成につながります。

②将来資産を発掘し、歴史文化の醸成に努めます

- ・町内には、現在登録有形文化財に指定されている歴史資産以外にも「ハリストス正教会」など、将来的に地域の歴史的資産になり得る資源が存在しています。
- ・町内にまだ価値の見出されていない、まちの成り立ちや産業の発展を支えてきた将来資産を発掘していくことで、地域への理解が深まり、中標津町固有の歴史文化の醸成につながります。

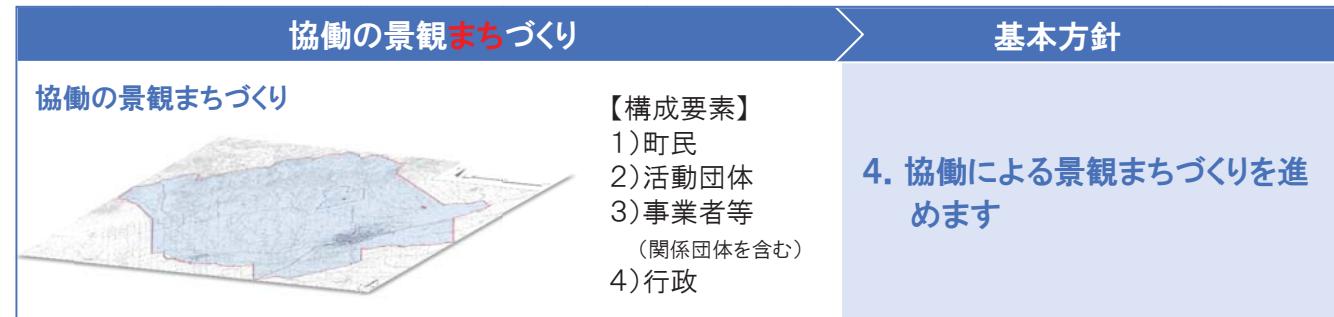
③景観上重要な樹木の保存と活用に努めます

- ・町内には、景観上重要な大木や並木道などが残されています。これらの樹木は愛称が付けられ、スケッチや写真撮影の対象物になるなど、広く地域の人々に愛されています。
- ・これらの樹木は長い年月をかけて大木として成長し、一朝一夕では形づくることの出来ない貴重なまちの風景の一部となっています。
- ・樹木の健康状態も考慮し、安全性に配慮しながら、景観上重要な樹木の保存・活用に努めることで、多くの人に愛されている地域の風景を、後世に残していくことができます。

④まちの交流促進や、観光振興に努めます

- ・「伝成館」が、まちづくり活動を実践する団体等の活動拠点として活用されているなど、国の登録有形文化財として保全されている町内の5つの歴史的建造物は、全て、現役若しくは文化施設等として活用されています。
- ・将来的には、現在の観光資源などを組み合わせた観光ルートや、名所を巡るツーリズム造成などを行うことで、交流促進や観光振興が期待できます。

4) 協働の景観まちづくり

**景観まちづくり方針1 町民全体で景観をつくり、守り、育てます****景観まちづくりに取り組む方向****①全員参加の景観まちづくりを進めます**

- ・中標津町は、平成9年より施行された「中標津町景観条例（以下、既存条例）」をはじめ、北海道内でも先進的に景観に関する取り組みを行ってきました。
- ・既存条例に位置づけられている「町民等は、景観形成に関し意識を高め、自ら景観形成に寄与するよう努める」ことや、「行政が行う施策への協力」などの考え方を受け継ぎ、より多くの人が関わることで、良好な景観が形成され、安全で住みよいまちにつながっていきます。
- ・町民、活動団体、事業者等、行政が一丸となり協働による景観まちづくりを進めることで、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、後世に引き継いでいくことができます。

景観まちづくり方針2 町民・活動団体・事業者・行政の協働による景観まちづくりを進めます**景観まちづくりに取り組む方向****①町民は景観まちづくりへの積極的な参加に努めます**

- ・町民一人ひとりが、景観まちづくりの主役です。
- ・町内会活動や各種まちづくり活動を通じて、良好な景観まちづくりに積極的に参加することで、普段の生活環境や住環境の向上、身近なコミュニティの醸成を図ることができ、良好な景観につながります。

②活動団体は活動テーマに応じた景観まちづくりの実践に努めます

- ・中標津町では、まちづくりや景観に関する活動団体が主体的に景観まちづくりの取り組みを行っています。
- ・活動団体の持続的な取り組みが、活動のためのネットワーク形成や、コーディネート、人材育成などにより、後世に引き継いでいく基盤を築きます。

③事業者等は事業・生産活動を通じた景観まちづくりの実践に努めます

- ・基幹産業である酪農業のほか、町内には商業・工業などの様々な産業形態があります。また、それに関する各種団体により、中標津町の経済が成り立っています。
- ・事業・生産等の経済活動や、労働環境の向上の取り組み、また、事業活動の範疇のみならず、町や団体等の事業への参加・協力、自主的な取組などにより良好な景観が形成され、“元気なまち”、“明るいまち”といった、まちのイメージに結びついていきます。

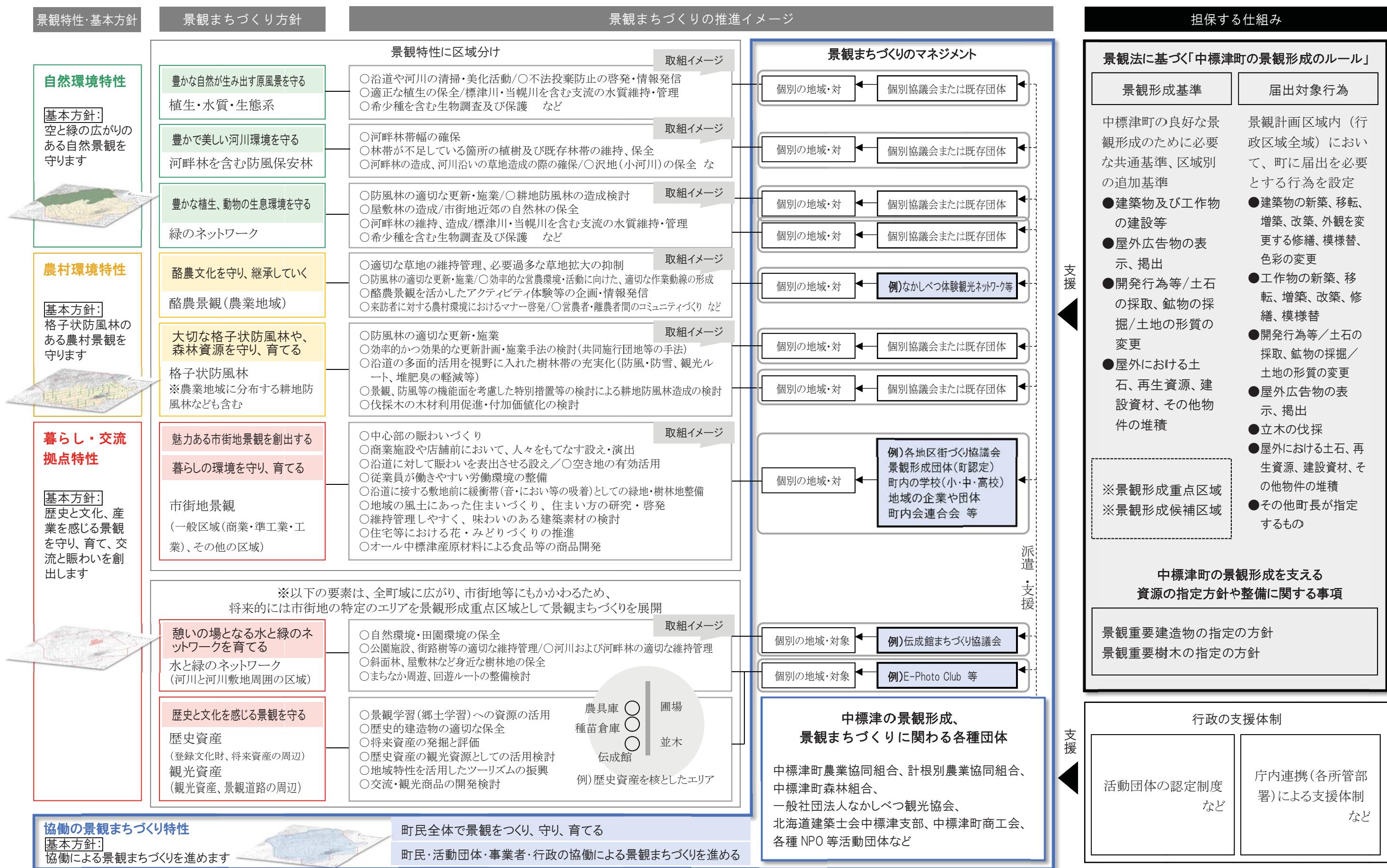
④行政は景観施策の推進、仕組みづくり・全体調整を図ります

- ・行政は町民のため、様々な施策を基に事業の実施、支援を行っています。
- ・協働による景観まちづくりの推進により、地域の課題や想いを共有化し、地域に根差した取り組みにつなげていくことができます。

III-5 景観計画の全体像



IV 景観まちづくりの進め方

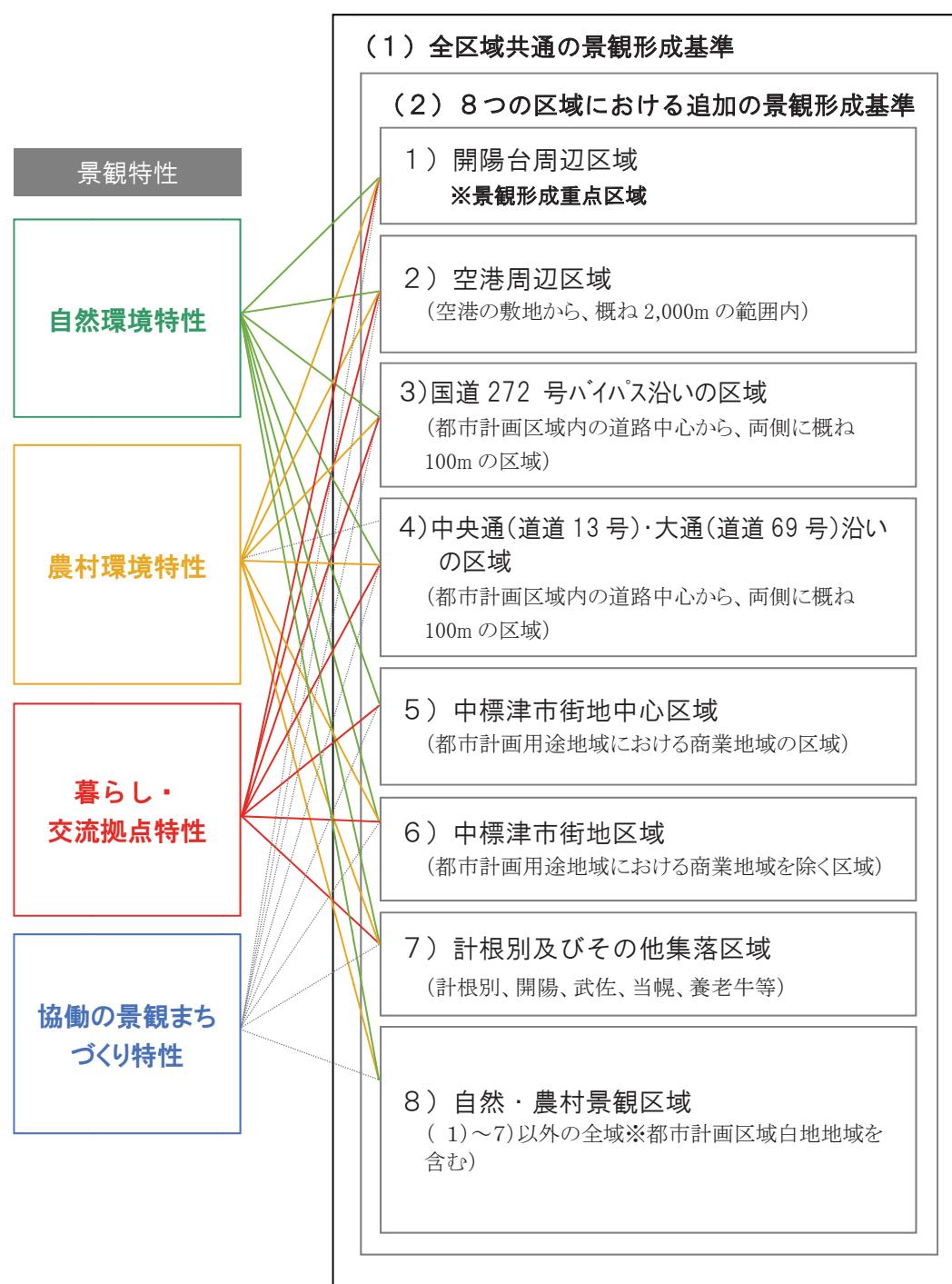


V 中標津町の景観形成のルール

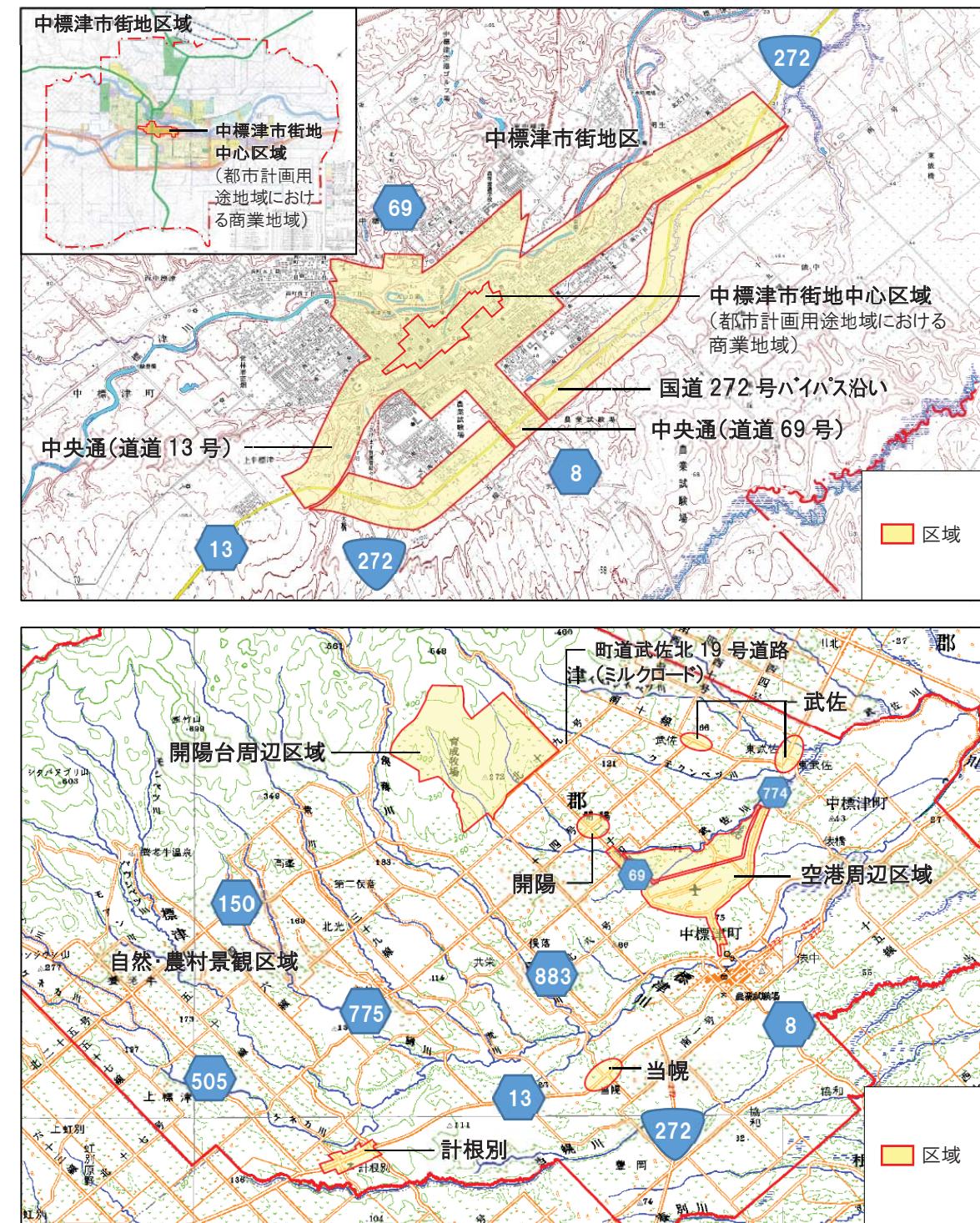
IV-1 景観形成基準（案）（景観法第8条第2項2号及び同条同項4号イ）

中標津町の良好な景観の形成のために必要な基準（景観形成基準）として、景観計画区域（町内全域）における全区域共通の景観形成基準と、以下のそれぞれの特徴を持つ8つの区域における追加の景観形成基準を定めます。

景観計画区域のうち、景観形成において特に重要な区域を「景観形成重点区域」として、また、今後重点区域への指定について検討が必要な区域を「景観形成候補区域」に位置づけます。



■各区域の位置



(1) 全区域共通の景観形成基準

中標津の景観は、「自然環境特性」「農村環境特性」「暮らし・交流拠点特性」といった景観特性が折り重なり、密接に関係しながら形成されているため、景観を構成する要素間の調和や関係性への配慮が必要です。中標津の風土に調和した町民共有の貴重な財産である良好な景観を後世に引き継いでいくための景観形成について、以下点を考慮します。

- 周囲の環境との調和を図ります
- 先人が育んだ景観の成り立ちを尊重します
- 良好な眺望に配慮します

上記の点を踏まえた「全区域共通」の景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	①周辺景観との調和や眺望に配慮した位置・配置とすること。 ②道路の沿道に直接面して建設せず、駐車スペースや植栽等を含む緩衝帯によって一定の後退距離（セットバック）を確保し、圧迫感の低減に努めること。 ③武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した位置・配置とすること。 ④駐車場、物置、車庫等の付帯施設は、敷地内の建築物や施設等との調和を図り、道路やその他公共空間から容易に望めないように配慮した位置・配置とし、植栽等により修景を行うよう努めること。	①建築物及び工作物(以下建築物等)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	①周辺景観との調和や眺望に配慮した規模、高さとし、周辺の中で突出した印象や違和感を与えないように配慮すること。 ②武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した規模・高さとすること。	①建築物等の規模・高さが地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模・高さで建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ④建築物等で高さ●mを超えるものを建設するときは町と事前協議を行うこと。 ⑤太陽電池発電設備の設置で水平投影面積が2,000 m ² 以上のものを建設するときは町と事前協議を行うこと。

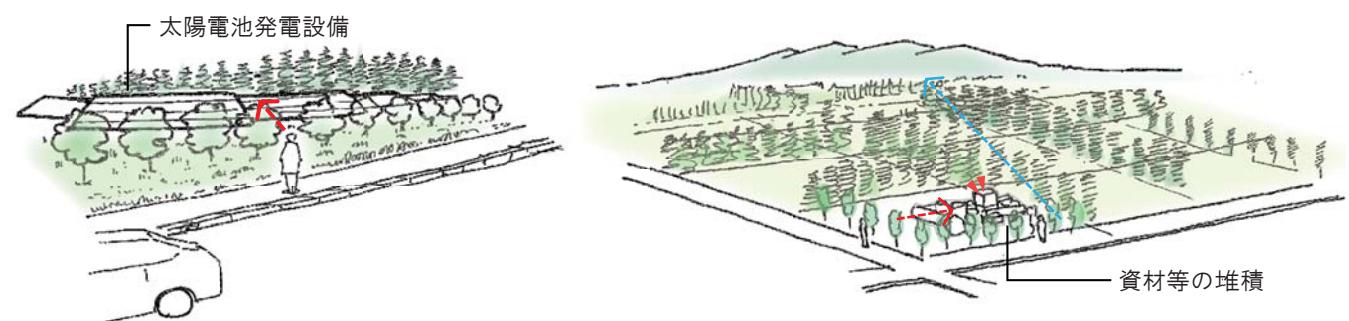
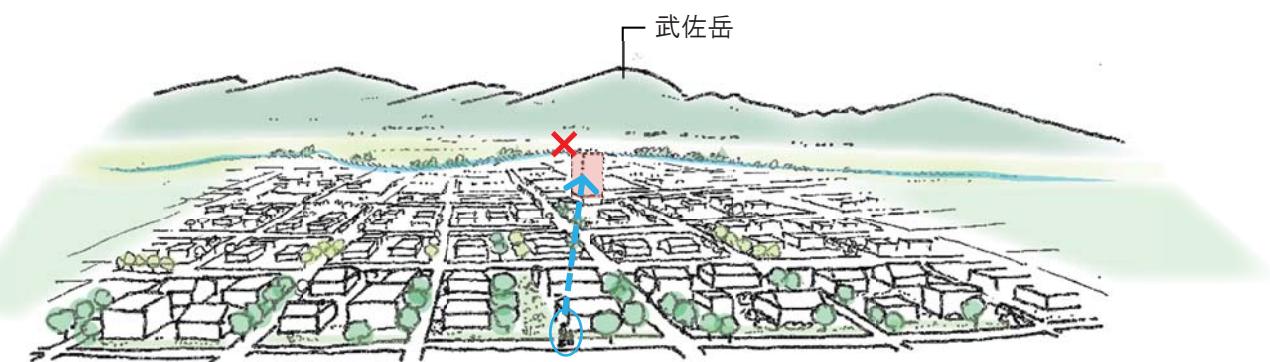
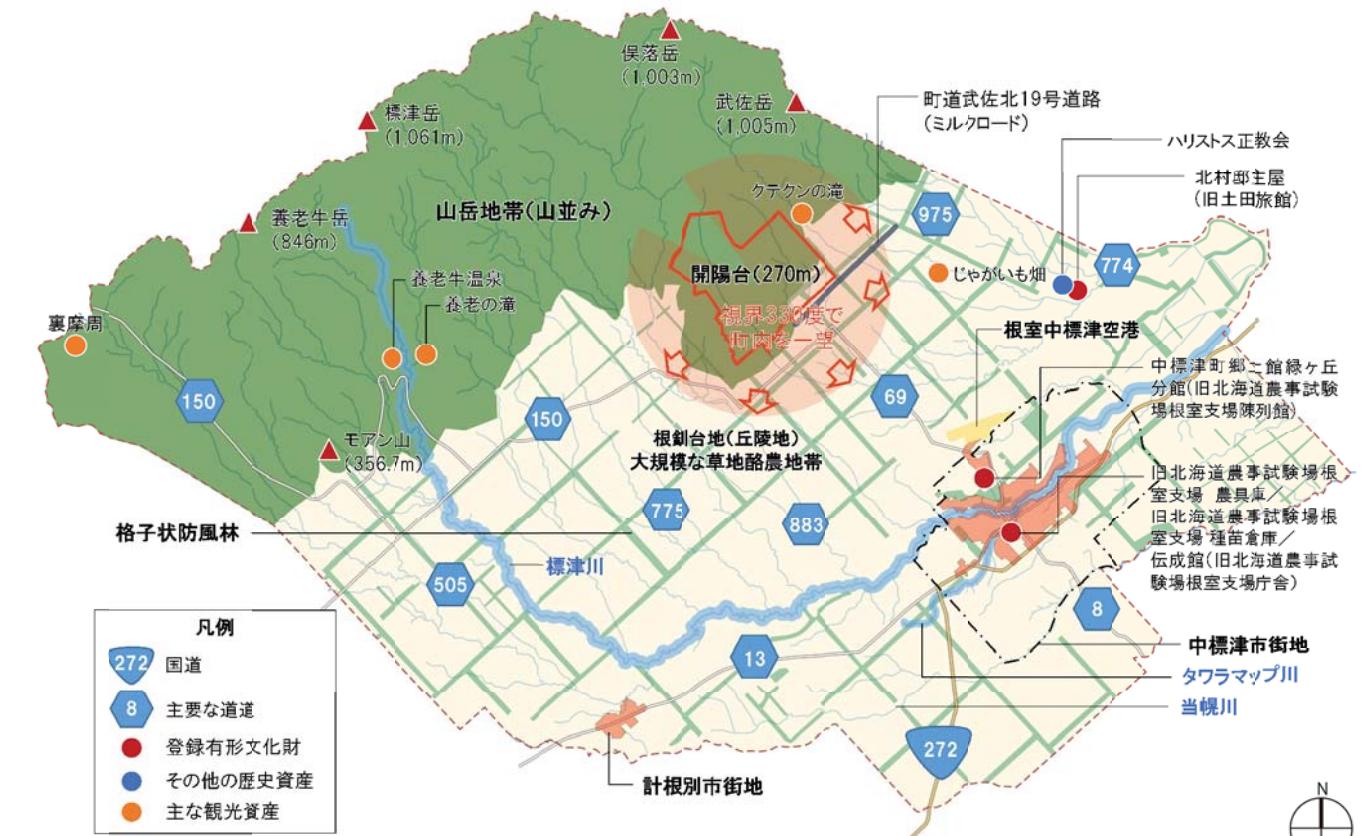
統 き 建築物及び工作物の建設等	形態・意匠	①形態・意匠は周辺景観と調和したものとすること。 ②比較的大規模の大きい建築物等の壁面は、長大で単調なものとならないよう工夫し、周辺への圧迫感の低減に配慮すること。 ③オイルタンクや室外機等の建築物に付属する設備は、道路やその他公共空間から極力目立たない位置とし、又は目隠しをする等配慮すること。	①建築物等の形態・意匠が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る形態・意匠で建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	色彩・素材	①周辺景観に違和感を与える原色の使用は極力避けること。アクセント色等で使用する場合は、数や使用面積、色彩相互の調和に配慮すること。 ②敷地内の施設等の統一感に配慮し、近隣の建築物等や周辺環境にも調和した色彩に配慮すること。 ③武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対して阻害しない色彩とすること。	①建築物等の外観に原色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	敷地外構・緑化修景	①敷地内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、又は移植に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽又は補植するなど、緑化に努めること。 ②敷地内は芝生、植栽、花壇等による緑化に努めること。 ③敷地内の資材置き場、付帯施設等は周辺景観に配慮し、敷地外周部などに常緑樹等で緑化修景を図り、周辺との調和に努めること。 ④太陽電池発電設備の設置で水平投影面積が2,000 m ² 以上のものを建設するときは常緑樹による緑化、修景を行い、道路やその他公共空間から容易に望めないように配慮すること。	①建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準	
屋外広告物の表示、掲出	位置・配置、形態・意匠	①1つの敷地に多数の広告物を設置せず、極力分かりやすい集合型のものとすること。 ②案内広告物や、のぼり旗等の簡易広告物をみだりに設置しないこと(イベント時等の一時的なものを除く)。	①1つ敷地に多数の広告物を設置することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②多数の案内広告物やのぼり旗を設置することにより周辺景観を著しく阻害するとき。
	色彩・素材	①原色の使用を避け、周辺景観となじむ色彩に配慮すること。また、多色や極端に華美な色彩の使用も避けること。	①外観に原色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	<p>①現況の地形は可能な限り活かし、地形や土地の改変は必要最低限にとどめ、周辺景観と調和のとれたものとすること。</p> <p>※特に行為を行う計画地周辺と地形の連続性に配慮すること。</p> <p>②開発区域内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、又は移植に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽又は補植するなど、区域内の緑化に努めること。</p> <p>③法面は可能な限り緩勾配となるよう工夫し、芝、低木等の植栽により緑化に努めること。擁壁になる場合は、植栽により緑化すること。</p>	<p>①土地の改変等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、又は周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>②開発行為等で 3,000 m²以上の土地の利用を行う場合には町と事前協議を行うこと。</p>
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積	<p>①道路やその他公共空間から容易に見える場所での堆積は避けること、又は植栽等により修景を行うなどの工夫をすること。</p> <p>②堆積する際は、高さを可能な限り抑えて、整然とした集積・貯蔵となるよう配慮すること。</p> <p>③武佐岳、標津川、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した規模・高さとすること。</p>	<p>①土石の堆積等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、又は周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>②地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。</p> <p>③土石等の堆積で 10,000 m²以上の土地の利用を行う場合は町と事前協議を行うこと。(工事用現場資材等の一時的なものを除く)</p> <p>④敷地内の資材置き場、付帯施設等が、周辺景観との調和を欠くことにより、地域の良好な景観資源に対しての眺望や景観を著しく阻害するとき。(工事用現場資材等の一時的なものを除く)</p>

■「景観形成基準」検討にあたって参考とした、既存の景観形成基準等

- ・建築基準法における絶対高さ制限
- ・北海道景観計画 景観形成の基準（一般区域）
- ・北海道屋外広告物条例（禁止地域：第二種禁止地域（中標津空港、開阳台）、許可地域：第6種許可地域（国道・道道・鉄道から100m以内の展望地域等））
- ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン 届出対象行為、景観形成の基準（一般区域）
- ・航空法における中標津空港制限表面
- ・森林法における林地開発許可制度
- ・中標津都市計画（用途地域等）
- ・中標津町景観条例（平成9年1月施行）：景観形成重点区域（開阳台周辺地区）内の景観形成基準／国道272号バイパス沿いの景観形成基準／太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準／携帯電話基地局設置に係る指導指針
- ・その他、中標津町における現状の景観形成の取組、ヒアリング、ワークショップの意見など



(2) 各区域の景観形成基準

1) 開阳台周辺区域 [景観形成重点区域]

開阳台は、山岳部から連なり豊かな植生をみせる樹林帯や、防風保安林による緑の大格子、大規模で個性的な牧草地、遠く北方領土までを視界330度に一望できる全国的に有名な景勝地です。また、星のふるさとして、天体観測でも有名であり、頭上に輝く満天の星の輝きにファンも大勢います。言わずと知れた町を代表する観光・景観資源です。「地球が丸く見える」開阳台からの眺望景観を守り、将来に引き継いでいきます。

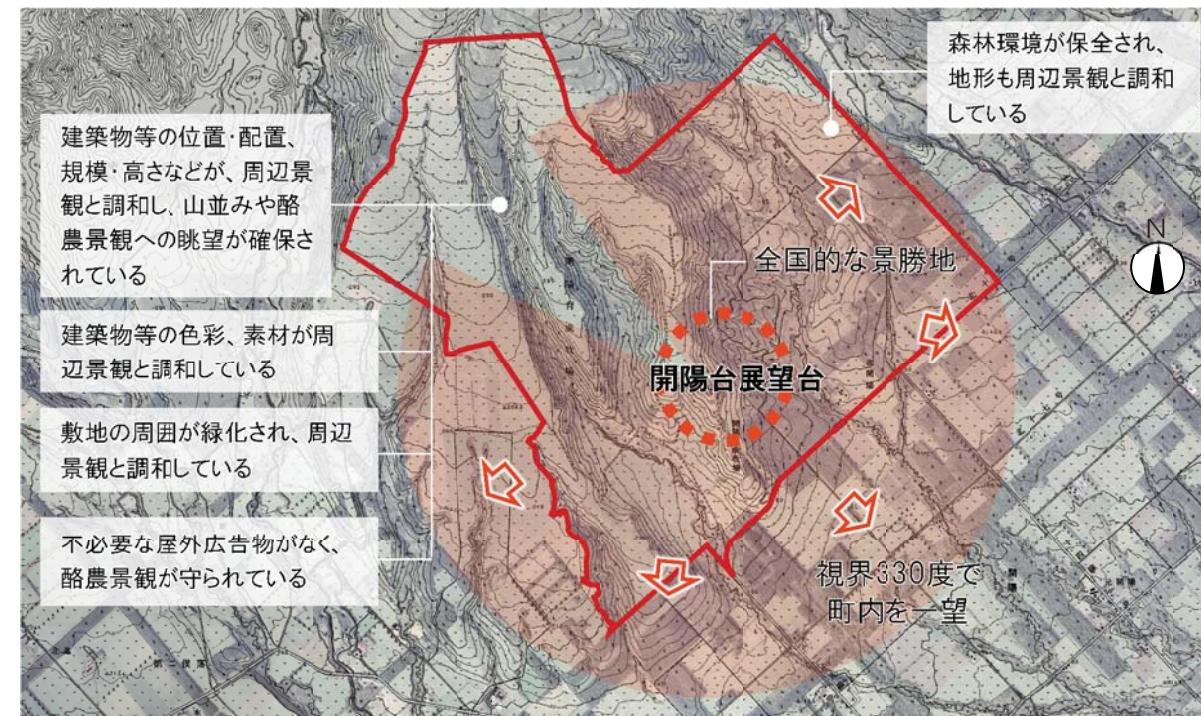
「開阳台周辺区域」では、**町を代表する観光資源としての価値や、豊かな自然環境・農村環境に対する優れた眺望を守る景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

- 展望台からの視界330度の景観を守ります
- 大規模な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす、先人たちの開拓の歴史である個性的な酪農景観を守ります
- 大規模で個性的な牧場、牧草地帯などにおける施設整備等においては、酪農景観に配慮します
- 全国的な景勝地としての交流や感動を育てます

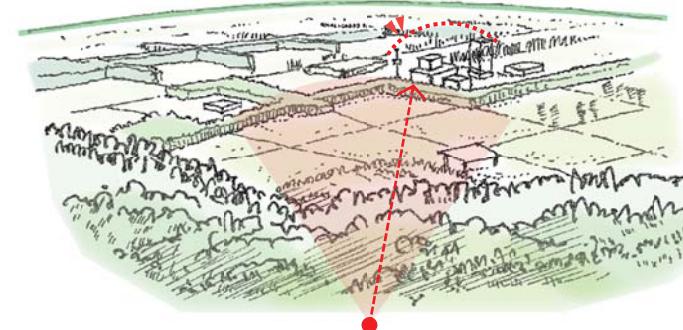
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「開阳台周辺区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①開阳台及び町道武佐北19号道路から目立たないよう配慮した位置・配置とすること。
	規模・高さ	①開阳台展望台から見て周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとし、原則として10m以下とすること。(農林業用施設を除く)
	色彩・素材	<p>①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着きのある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例)木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。</p> <p>※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系(錆止め色含む[5R 3/10])を用いることを可とする。</p> <p>※[]内はマンセル値の例。</p> <p>④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。</p>

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
屋外広告物の表示、掲出	①開阳台及び町道武佐北19号道路から目立たないよう、周辺景観との調和や眺望に配慮した色彩とすること。 ②発光を伴うものは原則設置しないこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①現況林地を含む区域で3,000m ² 以上の開発行為等を行う場合は、森林の水源涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能を損なわないよう、森林の残地確保に十分配慮した造成を図ること。(工場、事業場の設置及び住宅団地造成の場合の森林率は、概ね50%以上とする)	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



■開阳台周辺区域の景観形成



■開阳台から見て周辺景観との調和・眺望に配慮した規模・高さ



■農村景観と調和した建築物等の色彩・素材

2) 空港周辺区域（空港の敷地から、概ね 2,000m の範囲内）

根室中標津空港は町の北側を占める山岳からなだらかに続く大地の南端の区域に立地しており、道東地域の空の玄関口として多くの人々を迎える交流拠点の役割を果たしています。登録有形文化財である中標津町郷土館緑ヶ丘分館(旧北海道農事試験場根室支場陳列館)のある緑ヶ丘森林公園やゆめの森公園をはじめとした緑地は、標津川に下る河岸段丘に分布し、中標津市街地と農村という異なる景観を分ける役割を果たしています。

道東の空の玄関口である根室中標津空港は、明治 18 年に海軍が飛行場を建設したことに始まります。現在では札幌（千歳）、東京（羽田）との定期便をはじめ、チャーター便などにより年間でおよそ 2,800 便、19 万 5 千人の乗降客を迎えます。離着陸時には四季折々の顔を見せる防風保安林や牧草地等の酪農景観を間近に見ることができます。展望デッキからは、武佐岳をはじめとした自然の山並みや、天気の良い日には東に国後島が見ることができます。中標津町のイメージを印象づける場でもあります。

「空港周辺区域」では、**道東地域の入口として、豊かな農村環境を印象づける景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

- 空港周辺の豊かな農村環境、広大な眺望を守ります
- 緑に囲まれた空の玄関の良好なイメージを守り、育てます
- 道東地域の思い出となるような印象深い景観をつくり、育てます

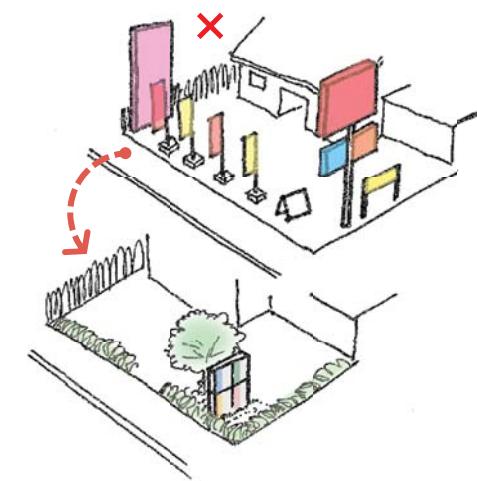
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「空港周辺区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	<p>①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和すること。</p> <p>②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着きのある色の使用に努めること。</p> <p>③外壁の色は、主要色として例) 木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。</p> <p>※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む [5R 3/10]）を用いることを可とする。</p> <p>※[]内はマンセル値の例。</p> <p>④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。</p>	<p>①左記の景観形成基準に適合しない場合。</p>

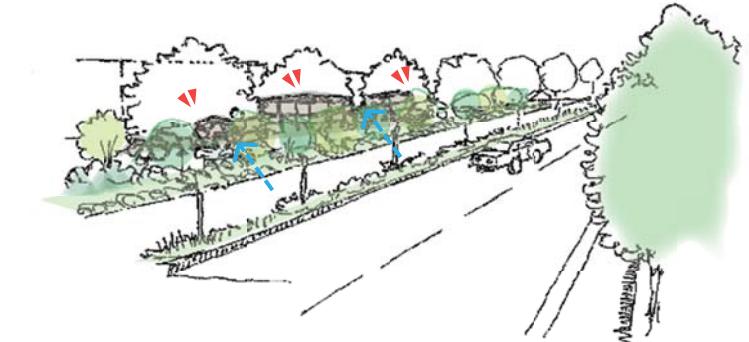
種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
屋外広告物の表示、掲出	<p>①根室中標津空港ターミナルや道路、その他公共空間からの眺望や、周辺景観との調和や眺望に配慮した色彩とすること。</p> <p>②発光を伴うものは原則設置しないこと。</p>	<p>①左記の景観形成基準に適合しない場合。</p>
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	<p>①開発区域が 3,000 m²以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を 6 %以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。</p> <p>②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。</p>	<p>①左記の景観形成基準に適合しない場合。</p>



■空港周辺区域の景観形成



■広告物を集約し周辺景観と調和



■資材等が沿道に面した敷地周囲の緑化

3) 国道 272 号バイパス沿いの区域（都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域）

中標津町と他のまちをつなぐ広域的な幹線道路で国道 272 号は、良好な農村環境を望みながら市街地へと続く中標津のまちのイメージを印象付けます。

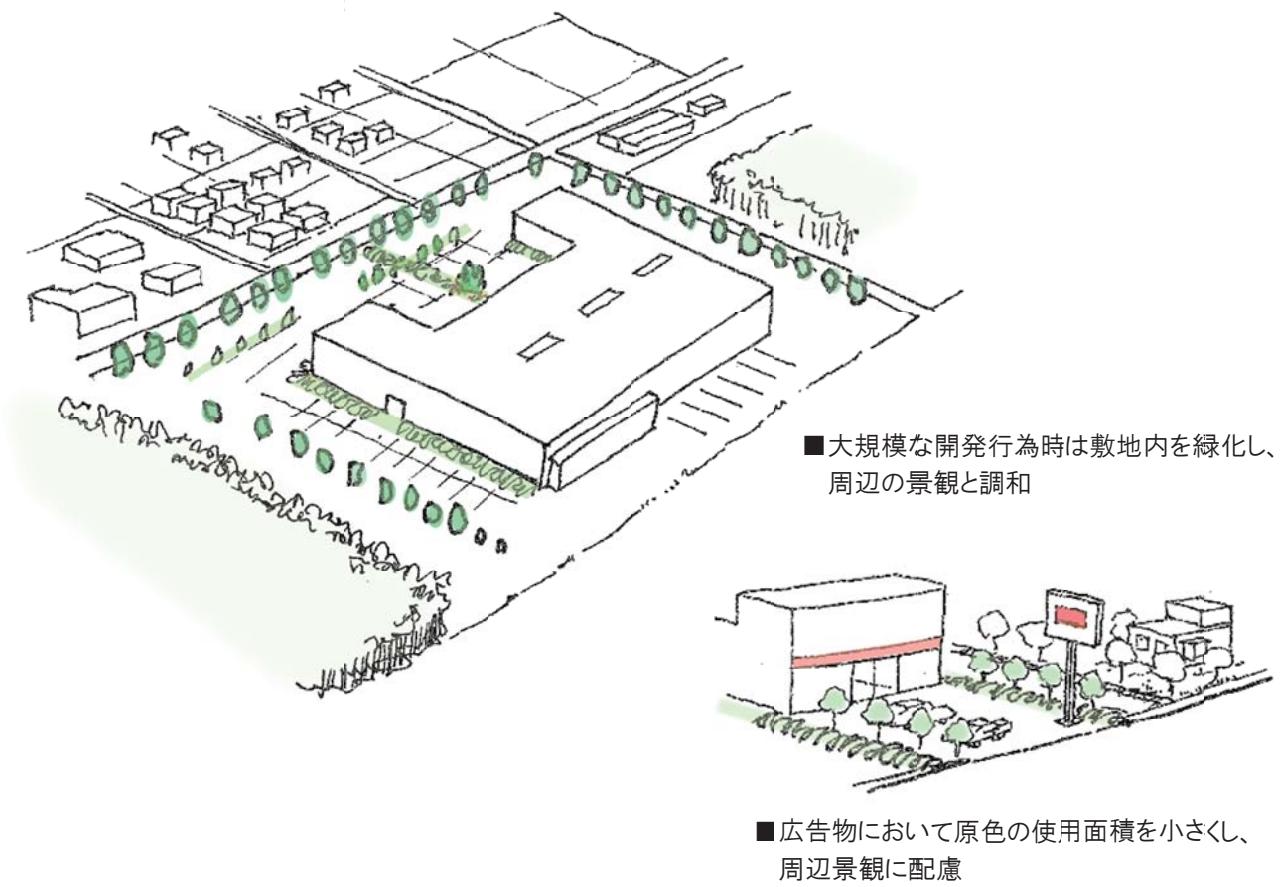
国道 272 号沿いは保全されてきた河川及び河畔林や、防風保安林などの豊かな水と緑に恵まれた美しい自然環境に接しており、大型店舗などの商業施設が立地している付近からも望むことができます。

「国道 272 号バイパス沿い区域」では、緑の連続性が感じられる景観の軸として、中標津町を印象づける沿道の景観形成を図るため、以下の点を考慮します。

- 周辺環境との調和に配慮します
- 道東地域の拠点におけるにぎわい、誇りの感じられる沿道景観をつくります
- 水と緑を守り、コンパクトな市街地をつくり、育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「国道 272 号バイパス沿い区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	規模・配置 ①周辺の街並みとの調和に配慮した高さし m以下とすること。	①建築物等の規模・高さが地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより街並みや周辺環境を著しく阻害するとき。
	形態・意匠 ①沿道に面する店舗や商業施設の 1 階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。	—
	色彩・素材 ①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明 ①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出	①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華美な色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するほか、交通の安全に努めること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が 10,000 m ³ 以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を 6 %以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。	①開発行為等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、又は街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



4) 中央通・大通沿いの区域（都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域）

中標津町の市街地の東西を結ぶ中央通と、中標津市街地の南北をつらぬき根室中標津空港までを結ぶ大通は、それぞれ中標津市街地の中心部で交差します。

両路線沿いには中標津中央通地区商店街が形成されているなど、中標津商業の礎を築いてきた道路であり、周辺の良好な自然・農村環境と合わせて、中標津のまちなかのイメージを印象付けます。

「中央通（道道 13 号、774 号）・大通（道道 69 号）沿い区域」では、**まちなかのにぎわいと豊かな自然環境、農村環境が調和した沿道の景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

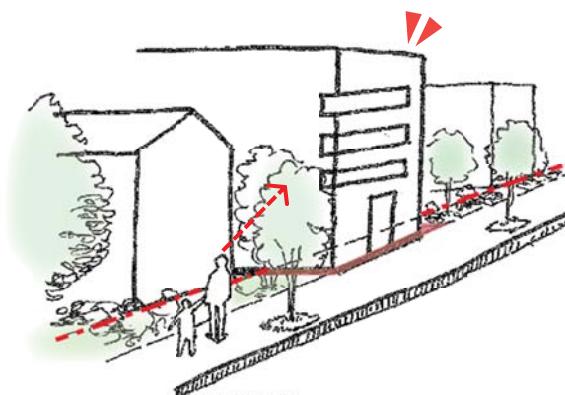
- 周辺環境との調和に配慮します
- 道東地域の拠点におけるにぎわい、誇りの感じられる沿道景観をつくります
- 周辺の自然・農村景観との調和に配慮し、沿道の緑を育て、気づかう心を育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中央通（道道 13 号、774 号）・大通（道道 69 号）沿い区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

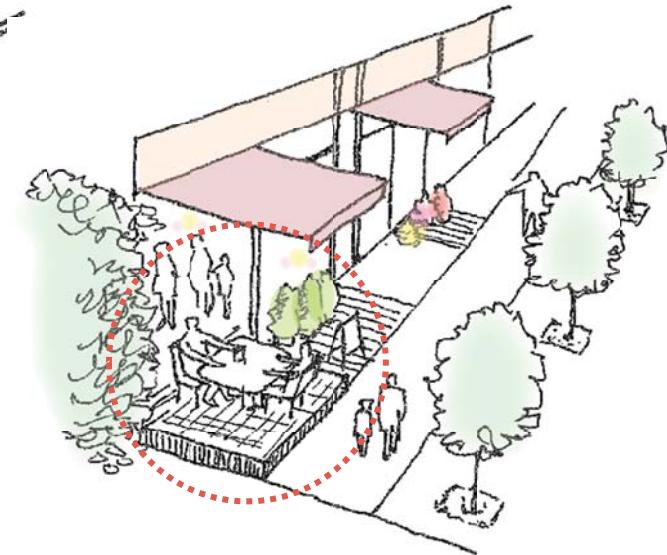
種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置 ①敷地が沿道に面する場合は、隣接する建築物等と壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮すること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	規模・高さ ①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した規模・高さとすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠 ①沿道に面する店舗や商業施設の 1 階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。	—
	色彩・素材 ①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明 ①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出	①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華美な色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



(※再掲) 中央通（道道 13 号）・大通（道道 69 号）沿い区域の景観形成



■建築物等の壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮



■沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠

5) 中標津市街地中心区域（都市計画用途地域における商業地域の区域）

中標津市街地中心部は中標津町の発展を支えきた、伝統のある商店と、総合文化会館（しるべっと）、交通センター、中標津経済センター（なかまっぷ）といったまちの主要施設が立地しています。また、中標津の商業の中心部であり、四季にわたって様々なイベントが開催されているなど、まちの顔です。

「中標津市街地中心区域」では、多くの人々をもてなし、にぎわいや新たな交流を創出する景観形成を図るために、以下の点を考慮します。

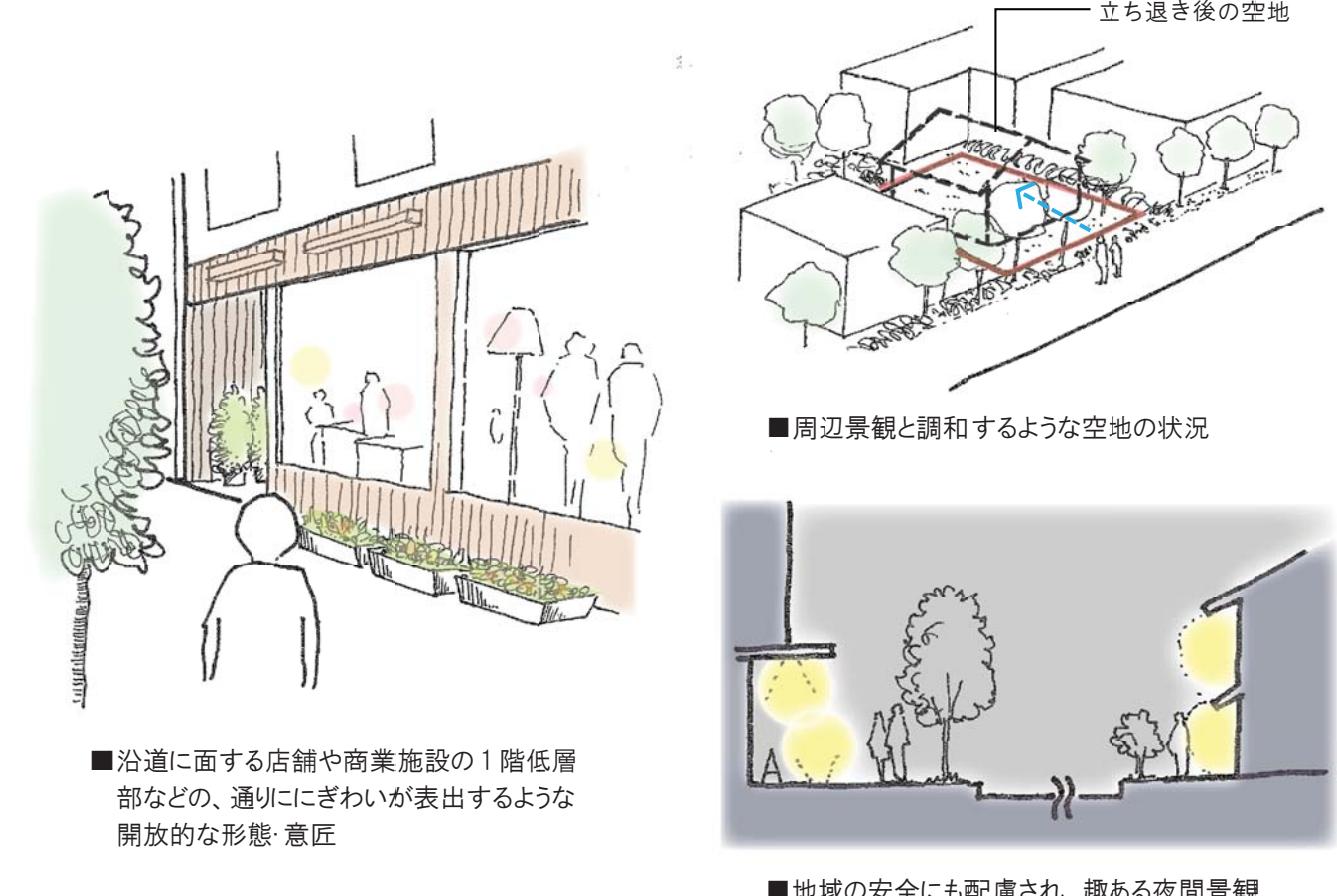
- 来訪者を惹きつける、もてなしの空間や環境をつくり、育てます
- 期待感がわき、都市を演出する景観をつくります
- 丸山公園の緑、標津川の広がり、タワラマップ川のせせらぎなど、まちなかの貴重な自然環境を守ります
- 水辺や小さな空間を活かし、周遊や回遊、人々の交流が促されるような豊かな緑を育てます
- 伝統のある街並みを守り、新たな魅力を創出します

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中標津市街地中心区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置 ①敷地が沿道に面する場合は、隣接する建築物等と壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮すること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	規模・高さ ①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した規模・高さとすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠 ①沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表れるような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。	—
	色彩・素材 ①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	敷地外構・緑化修景 ①立ち退き後に空地とする場合は、周辺景観との調和に配慮すること。	①空地の状況が、周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害する恐れがあるとき。
	夜間照明 ①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出	①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華美な色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



中標津市街地中心区域の景観形成



■沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などの、通りににぎわいが表れるような開放的な形態・意匠

■地域の安全にも配慮され、趣ある夜間景観

6) 中標津市街地区域（都市計画用途地域における商業地域を除く区域）

中標津市街地はタワラマップ川、ますみ川といった身近な河川や河川段丘や防風保安林といった豊富な緑の環境に囲まれており、コンパクトで利便性の高い、良好な住宅地が形成されています。中標津の農業の発展に大きく関わった旧北海道農事試験場根室支場庁舎（登録有形文化財）など、歴史的な建造物も現存しています。

「中標津市街地区域」では、潤いと安らぎのある恵まれた自然環境を活かし、利便性が高く住み心地のよい市街地の景観形成を図るため、以下の点を考慮します。

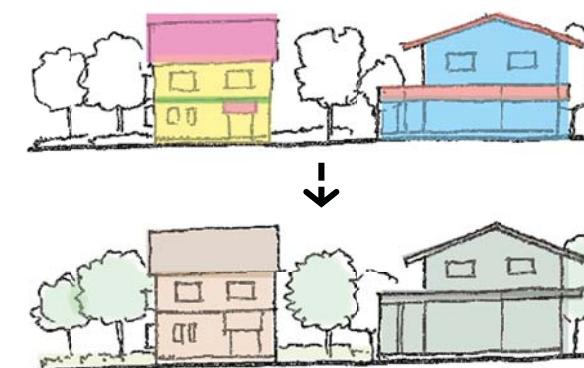
- 自然と調和したコンパクトな市街地をつくり、育てます
- 地域の風土と調和し、潤いや安らぎを感じさせる住み心地のよい住環境をつくります
- 水辺や小さな空間を活かし、周遊や回遊、人々の交流が促されるような豊かな緑を育てます
- 歴史を感じられる街並みを守り、育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中標津市街地区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

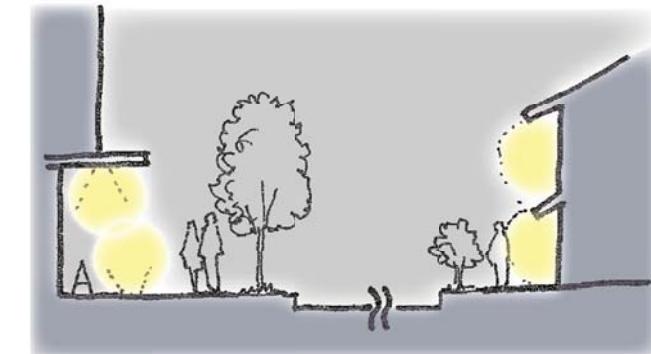
種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等 夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出	①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華美な色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。	①原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



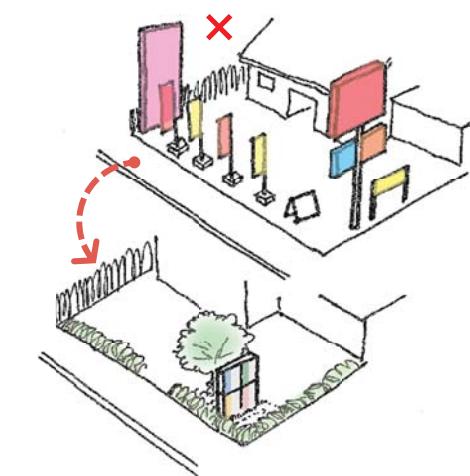
中標津市街地区域の景観形成



■周囲に違和感を与えない建築物等の色彩



■(再掲)地域の安全にも配慮され、趣ある夜間景観



■(再掲)広告物を集約し周辺景観と調和

7) 計根別市街地及びその他集落区域（計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛等）

中標津町第2の市街地である計根別市街地は、早い時期から企業進出等により栄え、沿道型の街並みを形成してきました。終戦後は企業の撤退等により小規模になりましたが、役場支所等の公共施設や計根別農業協同組合が立地し、本町西部の中心を担っています。農業高校や畜産食品加工研修センターといった酪農と関わりの深い施設も立地し、緑豊かな市街地を形成しています。市街地の北側のケネカ川流域の河岸段丘を下ると、広葉樹を中心として自然林を模し、町民が維持する正美公園が立地しています。

武佐地区は開拓期の畑作の様相を現在も残し、北海道駅頓制度時代の建物である旧土田旅館（有形文化財登録）やでんぶん工場跡、ハリストス正教会といった歴史を感じさせる建築物も現存しています。道道13号を挟む当幌市街地は街道型の街並みを形成し、旧国鉄の防雪林や格子状防風林に挟まれた街並みを形成しています。また、養老牛地区では2016年に開湯100周年を迎える全国的にも人気のある温泉地もあります。いずれの地域も格子状防風林や河畔林に挟まれ、コンパクトな街並みを形成し、農地を侵食していないことが特徴です。他の地域においても、良好な自然環境や農村環境に囲まれています。

「集落市街地区域」では、**各集落の歴史・文化を継承し、良好な自然環境、農村環境と調和した集落市街地の景観形成**を図るため、以下の点を考慮します。

- 自然・農村環境と調和した市街地・集落をつくります
- 大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす先人たちの開拓の歴史を感じる酪農景観を守ります
- 各地域の歴史・文化など郷土の資源を守り、育てます
- 地域の風土と調和し、潤いや安らぎを感じさせる住み心地のよい住環境をつくります

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「計根別及びその他集落区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	<p>①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ※ただし周辺の自然・農村景観に応じて農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。</p> <p>②建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。</p>	
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	<p>①開発区域が3,000m²以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。</p> <p>②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。</p>	<p>①左記の景観形成基準に適合しない場合。</p>



計根別市街地区域の景観形成



開陽、武佐、当幌、養老牛等の景観形成

8) 自然・農村景観区域（1）～（7）以外の全域※都市計画区域白地地域を含む）

町の北側の雄大な自然と、地域を支える基幹産業である大規模で個性的な牧草地、開拓期からの歴史を残す格子状防風林、縦横に流れる河川等はまちの生業としての歴史、文化をもった中標津最大の特徴的な景観です。

「自然・農村景観区域」では、大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす自然環境、農村環境に配慮した景観形成を図るため、以下の点を考慮します。

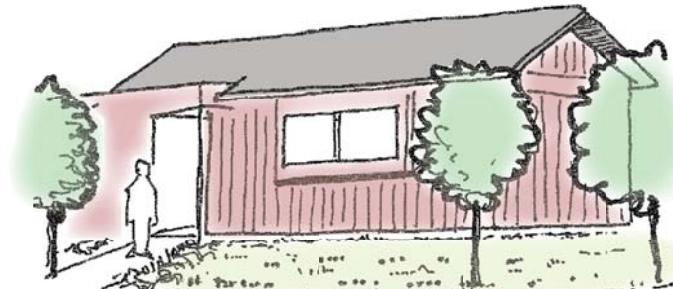
- 良好的な自然環境、農村環境の眺望に配慮します
- 多様で豊かな水と緑の資源を守り、育てます
- 大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす先人たちの開拓の歴史を感じる酪農景観を守ります

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「自然・農村環境区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

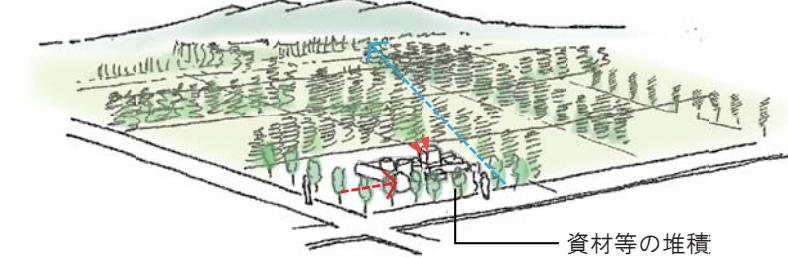
種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
位置・配置	①周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとし原則として10m以下とする。(農林業施設を除く)	①地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく阻害するとき。
建築物及び工作物の建設等	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着きのある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例)木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系(錆止め色含む[5R 3/10])を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	
屋外広告物の表示、掲出	①発光を伴うものは原則設置しないこと。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が10,000m ² 以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



自然・農村景観区域の景観形成



■敷地周囲が緑化され、外壁等の色彩も周辺と調和した建築物等



■（再掲）緑化などで周囲の環境に配慮した資材等の堆積

V-2 届出対象行為（案）（景観法第16条第1項）

（1）現在の届出手続きについて

種類・行為		一般区域	景観形成重点区域（既存条例） 開陽台周辺地区	
建築物	新築又は移転	H>20m又は A>3,000 m ²	H>13m又は A>2,000 m ²	全て
	増築又は改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10 m ² 以下の場合は対象外		全て
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの		全て
工作物	さく、塀、擁壁等	H>5m	全て	
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	H>15m		
	風力発電設備	※建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5mかつ地盤面から工作物の上端までの高さが 15mを超えるもの	全て	
	煙突その他これに類するもの			
	物見塔その他これに類するもの	H>13m ※建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13mを超えるもの	全て	
	彫刻、記念碑等			
	観覧車、コースター等			
	自動車車庫等の用に供する立体施設	H>13m 又は A>2,000 m ²	全て	
	アスファルトプラント等製造施設			
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設			
開発行為	汚物処理施設、ごみ焼却施設等			
	太陽電池発電設備	H>5m 又は A>2,000 m ²	全て	
	増築又は改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する建築面積の合計が10 m ² 以下の場合は対象外	全て	
屋外広告物の表示、又は屋外広告物の掲出する物件の設置	修繕、模様替	新築又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	全て	
		S>10,000 m ² 又は法面・擁壁 H>5m	S=>3,000 m ² ※重点区域が都市計画区域内の場合は1,000 m ² 以上の行為。	
立木の伐採	規定なし		S=>10,000 (間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の伐採、枯損した立木又は危険な立木の伐採は除く)	
屋外における廃棄自動車の放置、建設資材の堆積	規定なし		全て	
その他町長が指定するもの	規定なし		※現在指定されている行為はない。	

※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載

※H：高さ A：延べ面積（工作物は建築面積） S：開発区域面積

※一般区域については北海道景観条例により規定されている内容

(2) 今後の届出手続きについて

種類・行為		景観形成重点区域（開陽台周辺区域）以外の区域	(仮称)景観形成重点区域：開陽台周辺区域
建築物	新築又は移転	H>10m 又は A>2,000 m ²	全て
	増築又は改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が 10 m ² 以下の場合は対象外	全て
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の 1/2 を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	全て
工作物	さく、塀、擁壁等	H>5m	全て
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	H>10m	全て
	風力発電設備	※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの	
	煙突その他これに類するもの	H>10m	全て
	物見塔その他これに類するもの	※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの	
	彫刻、記念碑等	H>10m 又は A>2,000 m ²	全て
	観覧車、コースター等		
	自動車車庫等の用に供する立体施設		
	アスファルトプラント等製造施設		
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設		
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	H>5m 又は A>2,000 m ²	全て
	太陽電池発電設備		
	増築又は改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10 m ² 以下の場合は対象外	全て
	修繕、模様替	新築又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の 1/2 を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	全て
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更		S=>3,000 m ² 又は法面・擁壁 H>5m (都市計画区域内) S=>10,000 m ² 又は法面・擁壁 H>5m (都市計画区域外)	S=>3,000 m ² (農林業を営むための行為は除く)
屋外広告物の表示、掲出		規定なし	全て
立木の伐採		S=>10,000 m ² (間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の伐採、枯損した立木又は危険な立木の伐採は除く)	S=>10,000 m ² (間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の伐採、枯損した立木又は危険な立木の伐採は除く)
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積(工事用現場資材等の一時的なものを除く)		S=>3,000 m ² (都市計画区域内) S=>10,000 m ² (都市計画区域外)	全て
その他町長が指定するもの		—	—

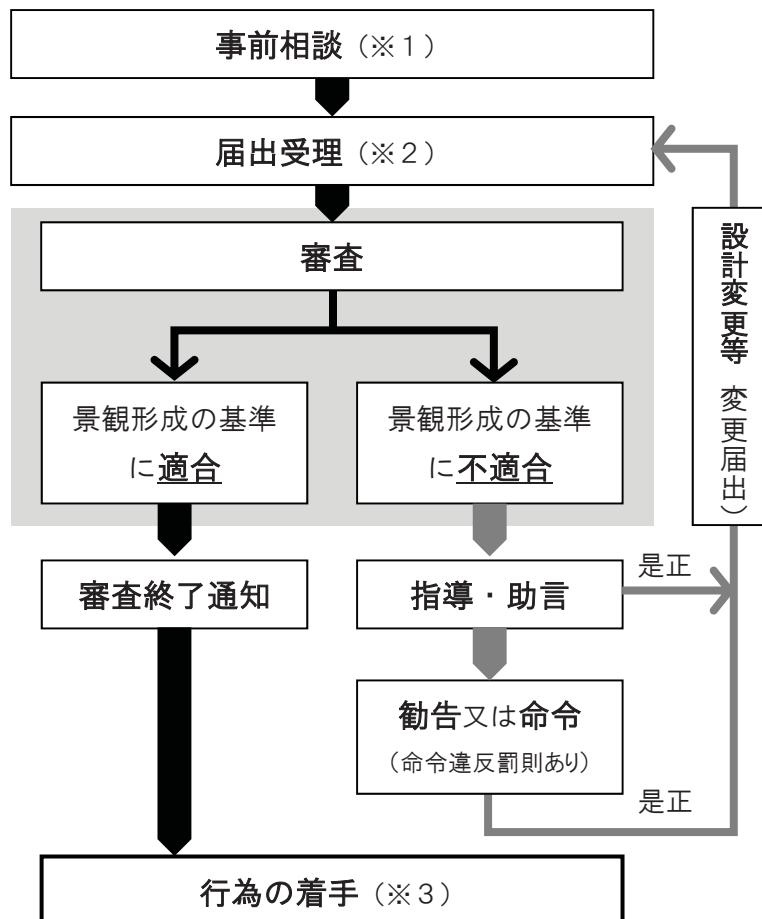
※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載

※H：高さ A：延べ面積（工作物は築造面積） S：開発区域面積

※朱書きは強化する内容

(3) 届出に係る基本フロー図（案）

届出対象となる行為を行う際は、景観法に基づき着手の 30 日前までに届出を必要とします。また、計画段階から計画内容等について事前相談を行い、景観審議会等で良好な景観形成に資する内容が審議し、支障がないと判断された場合のみ行為の着手が可能となります。届出に係る基本的な流れは、以下のようにになります。



※1 事前相談について

- ・届出に際して、周辺の環境を著しく阻害するような場合には、法に基づく町長の勧告や変更命令により、必要な変更等を要求することがある。
- ・そのため、届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域を所管する届出窓口での事前相談を行う。

※2 届出の受理について

- ・届出書類に不備がある場合は、届出を受理することができない。

※3 行為の着手制限等について

- ・行為の届出をした者は、中標津町がその届出を受理した日から 30 日経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手できない。(実地調査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90 日まで延長することがある。) よって、着工予定日の 30 日前までに届出を必要とする。
- ・中標津町長が行為の届出をした者に審査の終了通知を行ったときは、届出の受理から 30 日経過する前であっても行為に着手することができる。

・行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、行為の着手制限期間内に行為に着手した者は、景観法の規定により、30 万円以下の罰金に処せられることがある。

・建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請、屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請等は、この届出とは別に申請が必要である。

VI

中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

中標津町の景観を支える景観資源は様々なものがありますが、景観法（以下「法」という。）に基づき良好な景観の形成に重要な建造物等の指定や、整備に関する事項について定めることができます。これにより景観資源の維持、保全及び継承、良好な景観の形成に向けた活用を積極的に図っていくことができます。ここでは、以下のように指定の方針等について定めます。

VI-1 景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項）の方針

中標津町内には、開拓や駅逓制度の歴史を伝える「伝成館」など、国の登録有形文化財として保全されている歴史的建造物があります。その他にも「ハリストス正教会」など、地域の歴史文化を特徴づけ、将来的に地域の歴史資産になり得る貴重な建造物もあります。

これらの建造物は、地域の歴史や文化的な価値を持つだけでなく、広く地域の人々に愛され、地域固有の重要な景観資源となっているものもあります。

これら良好な景観形成を図る上で重要な役割を担っている建造物を『景観重要建造物』として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めます。

■景観重要建造物の指定の方針

- ・ 良好的な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）を「景観重要建造物」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要建造物の指定の基準）

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条1の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第十二条の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

VI-2 景観重要樹木の指定（景観法28条第1項）の方針

中標津町内には、白樺並木やタワラマップ川沿いなどに、景観上重要な大木や並木道などが残されています。樹木が大木として成長するまでには長い年月を要し、喪失してしまうと、まちの貴重な景観の特性も失われてしまう可能性があります。

町内の樹木には、歴史や文化的な価値を持った地域の象徴であるもの、愛称を持つものやスケッチ、写真撮影の対象物になるなど、広く地域の人々に愛され、地域の景観を象徴する一部となっているものもあります。

これら良好な景観形成を図る上で重要な役割を担っている樹木を「景観重要樹木」として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めます。

■景観重要樹木の指定の方針

- ・ 良好的な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要樹木の指定の基準）

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

（景観重要樹木の指定の基準）

第一条 景観法第二十八条第一項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木（以下単に「景観重要樹木」という。）に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。